

平成30年 3月 2日開会

平成30年 3月23日閉会

平成30年第1回(3月)定例会

川根本町議会

平成30年第1回（3月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号（3月2日）	
○開 会	6
○開 議	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○同意第1号の上程、説明	7
○議案第1号～議案第2号の上程、説明	8
○議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
○議案第4号～議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
○議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託	11
○議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託	12
○議案第8号の上程、説明	13
○議案第9号の上程、説明	14
○議案第10号の上程、説明	14
○議案第11号の上程、説明	15
○議案第12号の上程、説明	15
○議案第13号の上程、説明	16
○議案第14号の上程、説明	16
○議案第15号の上程、説明	17
○議案第16号～議案第17号の上程、説明	17
○議案第18号の上程、説明	18
○議案第19号の上程、説明	19
○議案第20号の上程、説明	19
○議案第21号の上程、説明	20
○議案第22号の上程、説明	21
○議案第23号の上程、説明	21
○議案第24号の上程、説明	22

○議案第25号の上程、説明	22
○議案第26号の上程、説明	23
○議案第27号～議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託	24
○散会	31

第2号 (3月15日)

○開議	36
○議事日程の報告	36
○諸般の報告	36
○行政報告	36
○同意第1号の質疑、採決	38
○散会	40

第3号 (3月22日)

○開議	44
○議事日程の報告	44
○諸般の報告	44
○議案第1号の質疑、討論、採決	44
○議案第2号の質疑、討論、採決	45
○議案第8号の質疑、討論、採決	46
○議案第9号の質疑、討論、採決	46
○議案第10号の質疑、討論、採決	47
○議案第11号の質疑、討論、採決	48
○議案第12号の質疑、討論、採決	48
○議案第13号の質疑、討論、採決	49
○議案第14号の質疑、討論、採決	50
○議案第15号の質疑、討論、採決	50
○議案第16号の質疑、討論、採決	51
○議案第17号の質疑、討論、採決	52
○議案第18号の質疑、討論、採決	52
○議案第19号の質疑、討論、採決	53
○議案第20号の質疑、討論、採決	54
○議案第21号の質疑、討論、採決	54
○議案第22号の質疑、討論、採決	55
○議案第23号の質疑、討論、採決	56

○議案第24号の質疑、討論、採決	56
○議案第25号の質疑、討論、採決	57
○議案第26号の質疑、討論、採決	58
○発議第1号の上程、採決	59
○日程の追加	60
○議案第35号の上程、説明	60
○散 会	61

第 4 号 (3月23日)

○開 議	65
○議事日程の報告	65
○諸般の報告	65
○一般質問	65
杉 山 広 充 君	65
山 本 信 之 君	76
石 山 貴美夫 君	84
○議案第3号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	98
○議案第4号及び議案第5号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	100
○議案第6号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	103
○議案第7号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	105
○議案第27号～議案第34号の上程、委員会審査報告、討論、採決	107
○議案第35号の上程、質疑、討論、採決	119
○会議時間の延長	120
○川根本町議会議員派遣の件	121
○日程の追加	122
○副議長辞職の件	122
○閉 会	122

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	原	緑	君
2番	澤	西	省司	君
3番	石	山	貴美夫	君
4番	杉	山	広充	君
5番	藺	田	靖邦	君
6番	坂	本	政司	君
7番	中	野	暉	君
8番	太	田	侑孝	君
9番	山	本	信之	君
10番	中	田	隆幸	君
11番	野	口	直次	君
12番	中	澤	莊也	君

不応招議員（なし）

平成30年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成30年3月2日(金)午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1号 教育長の任命について
- 日程第 4 議案第 1号 川根地区広域施設組合の解散について
- 日程第 5 議案第 2号 川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 6 議案第 3号 川根本町し尿処理施設条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 川根本町特別奨学金給付条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 川根本町特別奨学金貸与条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 川根本町児童クラブ施設条例の制定について
- 日程第10 議案第 7号 川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第 8号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 9号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 川根本町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 川根本町子育て支援施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第18号 川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

- 日程第23 議案第20号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 平成29年度川根本町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第26 議案第23号 平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第24号 平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第25号 平成29年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第26号 平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第27号 平成30年度川根本町一般会計予算
- 日程第31 議案第28号 平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 平成30年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第34 議案第31号 平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第35 議案第32号 平成30年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第36 議案第33号 平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第37 議案第34号 平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

出席議員（12名）

1番	中原 緑 君	2番	澤西省 司 君
3番	石山 貴美夫 君	4番	杉山 広 充 君
5番	藺田 靖 邦 君	6番	坂本 政 司 君
7番	中野 暉 君	8番	太田 侑 孝 君
9番	山本 信 之 君	10番	中田 隆 幸 君
11番	野口 直 次 君	12番	中澤 莊 也 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 敏 夫 君	副 町 長	森 紀代志 君
教 育 長	大橋 慶 士 君	総 務 課 長	野崎 郁 徳 君
企 画 課 長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	山田 貴 之 君
税務住民課長	坂下 誠 君	くらし環境課長	梶山 正 幸 君
健康福祉課長	北原 徳 博 君	高 齢 者 福 祉 課 長	海老名 重 徳 君
農 林 課 長	後藤 泰 久 君	建 設 課 長	大村 浩 美 君
総合支所長兼 観光商工課長	安竹 賢 治 君	教 育 総 務 課 長	森 下 育 昭 君
社会教育課長	平松 敏 浩 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中野 裕 文 君
代表監査委員	柳原 義 六 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 藪 下 和 英

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中澤莊也君） ただいまから、平成30年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（中澤莊也君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中澤莊也君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（中澤莊也君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月26日、町長から第1回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、同意1件、議案34件が町長から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査、指定管理者監査及び財政援助団体監査の結果についての報告がありました。

内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（中澤莊也君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは平成30年第1回の川根本町議会定例会ということで、全員の皆さんにお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

また日ごろは、議会の皆さま方にも、行政に対しましても、大変な御指導をいただいておりますことを、心より感謝御礼等を申し上げたいというふうに思っております。

きょうは、来年度の予算等々も入ります大変重要な位置づけの議会でございます。大変多くの議案がございますけれども、皆様方のよりよい御指導をいただきながら、承認をいただきますように心がけていきたいというふうに思っております。どうか忌憚のない御意見をいただきながら、進行のほうをよろしくをお願いをしたいと思います。

本日は大変ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（中澤莊也君） どうもありがとうございました。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中澤莊也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、中野暉君、8番、太田侑孝君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（中澤莊也君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの22日間に決定しました。



◎日程第3 同意第1号 教育長の任命について

○議長（中澤莊也君） 日程第3、同意第1号、教育長の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、大橋慶士君の退場を求めます。

（大橋慶士君 退場）

○議長（中澤莊也君） 本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、同意案件第1号、教育長の任命につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

現教育長の大橋慶士氏が、平成30年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めるものであります。

同氏は、平成25年12月1日から教育長に就任し、改正地方教育行政法の改正がありましたが、現在1期目を務めていただいております、引き続き川根本町の教育行政を含む地域の将来を考える上で、幅広い知識と経験を有する同氏は、私のよき相談相手となり、ともによりよい町政を推進していただけるものと考えております。

以上、よろしく御審議をいただき、御同意いただきますようお願い申し上げます、同意案件の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。

大橋慶士君の入場を認めます。

（大橋慶士君 入場）



◎日程第4 議案第1号 川根地区広域施設組合の解散について

◎日程第5 議案第2号 川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分
について

○議長（中澤莊也君） 日程第4、議案第1号、川根地区広域施設組合の解散についてから、日程第5、議案第2号、川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分についてまでを一括議題とします。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第1号、川根地区広域施設組合の解散についてから、日程第5、議案第2号、川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分についてを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第1号、川根地区広域施設組合の解散について並びに議案第2号、川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分について、提案理由の説明をさせていただきます。なお、1号、2号ともに関連がございますので一括して説明をさせていただきます。

川根地区広域施設組合の解散につきましては、島田市と平成15年度から供用しておりますし尿処理施設「クリーンピュア川根」について、施設建設費償還金が終了する平成30年3月31日をもって解散するものであります。

また、川根地区広域施設組合の解散及び解散に伴う財産処分につきましては、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第3号 川根本町し尿処理施設条例の制定について

○議長（中澤莊也君） 日程第6、議案第3号、川根本町し尿処理施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは議案第3号です。川根本町し尿処理施設条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成30年3月31日をもって、川根地区広域施設組合の解散をするにあたり、し尿処理施設「クリーンピュア川根」が同年4月1日より川根本町単独での施設運営となることに伴い、本条例の制定をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号、川根本町し尿処理施設条例の制定については、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、川根本町し尿処理施設条例の制定については、第1常任委員会

に付託することに決定しました。



◎日程第7 議案第4号 川根本町特別奨学金給付条例の制定について

◎日程第8 議案第5号 川根本町特別奨学金貸与条例の制定について

○議長（中澤莊也君） 日程第7、議案第4号、川根本町特別奨学金給付条例の制定についてから、日程第8、議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定についてまでを一括議題とします。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第4号、川根本町特別奨学金給付条例の制定についてから、日程第8、議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定についてを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第4号並びに議案第5号を一括して、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、川根本町特別奨学金給付条例の制定について、このことにつきましては、全国募集を実施する県立川根高校の魅力化推進方策の一つとして、新たに給付型の特別奨学金制度を創設をするものであります。

本制度は、連携中学校のみならず、県内外からの川根留学生の優秀な人材の川根高校への入学時の支援に加え、同校を卒業し、大学進学時においても優秀な学生にはさらなる支援を講じる制度としております。本制度の創設により、今後の川根高校への入学者増加を目指すものであります。

引き続き、議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定について説明をさせていただきます。

本案は、向上心に富みながら、経済的理由により就学困難な者に対し、予算の範囲内において学資を貸与することにより、有為な人材の育成を図るとともに、川根本町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標である特色ある教育を展開し、若者を中心とした人の流れをつくるための具体策として、貸与型の特別奨学金制度創設のため、必要な条例の制定をお願いするものであります。

以上、2議案につきまして、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第4号から議案第5号までの全てについて総括的な内容で行います。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第4号、川根本町特別奨学金給付条例の制定についてから、議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定については、第2常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、川根本町特別奨学金給付条例の制定についてから、議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第9 議案第6号 川根本町児童クラブ施設条例の制定について

○議長(中澤莊也君) 日程第9、議案第6号、川根本町児童クラブ施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第6号です。川根本町児童クラブ施設条例の制定の概要について説明をさせていただきます。

現在、平成30年4月のオープンを目指し、千頭地区に川根本町児童クラブを建築しております。

本条例は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に生活及び遊びの場を与えて、心身ともに健全な育成を図るという設置目的を定めるとともに、適切な施設の管理運営に関する様々な基本的な事項を定めるものであります。

なお、本条例の施行に関し必要な事項につきましては、別に定めております川根本町放課後児童クラブ事業実施要綱において、手続の具体的な事項を定めることとしております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長(中澤莊也君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号、川根本町児童クラブ施設条例の制定については、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、川根本町児童クラブ施設条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第10 議案第7号 川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定について

○議長(中澤莊也君) 日程第10、議案第7号、川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第7号です。川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が、県から市町へ移譲されることに伴い、その基準を市町で定める必要が生じたため、本条例の制定をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長(中澤莊也君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号、川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定については、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第11 議案第8号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例について

○議長(中澤莊也君) 日程第11、議案第8号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第8号です。提案理由の説明を申し上げます。川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律において、原則1歳までである育児休業を6カ月延長しても保育所に入れない場合等、子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合に限り、さらに6カ月の再延長を可能にする改正が行われたことに伴い、関係する条文を整備する改正をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由に代えさせていただきます。

○議長(中澤莊也君) 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第9号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第12、議案第9号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第9号です。川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院は、去る8月8日に本年度の国家公務員給与につきまして、民間給与との均衡を図る観点から若年層に重点を置いて俸給表の水準を平均0.2%、また、特別給の支給月数を0.1カ月分引き上げるといった内容の勧告を行ったところであります。

町といたしましては、公務員が労働基準権の制約を受け、その代償措置の根幹をなす人事院勧告を尊重し、国の基準に従いまして改正をさせていただくものであります。

また、今回の人事院勧告で勧告をされたものではありませんが、公共交通機関を使用することが常態となっている職員への通勤手当の支給について、町独自に適正額を算出し、上限額を定めておりましたが、これを見直し、国の基準と同額とするものであります。

最後になりますが、地方公務員法の一部改正が平成28年4月1日に施行されました。この法律改正に伴い、引用の不一致に対応した関連条例の改正を行う必要がありましたが、これを適正にするため、所要の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第10号 川根本町特別職の職員で常勤のもの
の給料等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第13、議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のもの
の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のもの
の給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、平成29年8月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引き上げが行われたことを受け、川根本町においても国と同様に、特別職の期末手当の支給率を年間0.1カ月分引き上げ、年間4.4カ月分となる改正をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



**◎日程第14 議案第11号 川根本町職員の旅費に関する条例の一部
を改正する条例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第14、議案第11号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第11号です。川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

地方公務員法の一部改正が平成28年4月1日に施行され、この法律改正に伴い、引用の不一致に対応した関連条例の改正を行う必要が生じたため、これを適正にするため、所要の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



**◎日程第15 議案第12号 川根本町特別会計設置条例の一部を改正
する条例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第15、議案第12号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第12号です。川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

従前からお知らせをしております平成30年度から町直営による訪問看護事業が開始となります。一つの事業所として事業を実施するに当たり、特別会計を新設する必要がありますので、第2条中に第4号として訪問看護事業特別会計を新たに加えるというものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第16 議案第13号 川根本町若者交流センター条例の一部を
改正する条例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第16、議案第13号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第13号です。川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

今回の改正は、若者交流センターにおいて、川根本町公営塾を開設することに対応するため、関係条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第17 議案第14号 川根本町営バス条例の一部を改正する条
例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第17、議案第14号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第14号です。川根本町営バス条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成30年3月末の国道362号青部バイパス開通に伴い、長年の懸案でありました旧町間を結ぶ町営バス路線についての運行を行うものであります。

町営バス運行に際し、運行路線の変更、新規停留所の設置及び停留所名の変更、運賃等の改定につきまして、条例の一部を改正するお願いをするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◎日程第18 議案第15号 川根本町子育て支援施設条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第18、議案第15号、川根本町子育て支援施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第15号です。川根本町子育て支援施設条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

現在、平成30年4月のオープンを目指し、旧地名保育園を川根本町子育て支援施設「こもれび」とするよう整備を行っております。

本条例は、この施設の設置目的を「子育てに係る者及び家庭に対する育児支援を図る」と定めるとともに、適正な施設の管理運営に関する様々な基本的な事項を定めるため、現在施行されております川根本町子育て支援施設条例を改正し規定をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第19 議案第16号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◎日程第20 議案第17号 川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第19、議案第16号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、日程第20、議案第17号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第19、議案第16号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、日程第20、議案第17号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第16号並びに議案第17号を、関連がございますので一括して提案理由の説明をさせていただきます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部

を改正する法律が、平成30年4月1日より施行されることに伴い、国民健康保険法と町の国民健康保険条例の整合性を図る必要性から、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、平成30年度4月から国民健康保険事業が広域化され、運営主体に県が加わり財政運営の責任主体となることに伴う、名称の変更や字句の追加等の改正に加え、法律改正に伴い引用の不一致が生じているため、これを適正にするため所要の改正をあわせて行うものであります。

引き続き、議案第17号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

平成30年4月より国民健康保険事業が広域化され、運営主体に県が加わり、財政運営の責任主体となることに伴い国民健康保険給付等支払準備基金条例の改正を図る必要性から、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、これまで基金の用途につきましては保険給付費の支払いに限定をしておりましたが、広域化に伴い国民健康保険事業の健全な財政運営に用途を変更する内容の改正であります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第21 議案第18号 川根本町後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第21、議案第18号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第18号です。川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律が、平成30年4月1日より施行されることに伴い、同法と町の後期高齢者医療に関する条例の整合性を図る必要性から所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、現状では、国民健康保険法による住所地特例者が75歳になると住所地特例が外され、現住所地での後期高齢者保険の被保険者となっているものが、改正後は、引き続き住所地特例の対象となることのできる旨の改正であります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第22 議案第19号 川根本町介護保険条例の一部を改正する
条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第22、議案第19号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは議案第19号です。川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

この改正は、地域包括ケアシステムの強化のため、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正と、あわせて介護保険法第117条の規定にされる介護保険事業計画の第7期（平成30年度から平成32年度）の3年間の介護給付費等サービス見込み量に基づいた介護保険事業に要する費用に充てるため、平成30年度から平成32年度の第1号被保険者の保険料を定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第23 議案第20号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、
服務等に関する条例の一部を改正する条
例について

○議長（中澤莊也君） 日程第23、議案第20号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第20号です。川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正は、近年、消防団員の実数と条例定数が乖離する状態にあるため、これを是正し、定数の適正化を図るため、本条例を改正するものであります。

言うまでもなく、常備消防力が進展している今日において、地域消防力、地域防災のなめめである消防団員の確保は極めて重要な課題であります。現状では現行の定員数までの人員を確保するのが非常に困難な状態にあることから、今回、現実に則した団員定数の改正を

行うものであります。

以上、よろしく御審議いただき、御採決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第24 議案第21号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第24、議案第21号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第21号です。川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

本条例における損害補償の算定の基礎となる額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づき定められており、基準政令に規定されている補償基礎額の加算額及び加算の対象につきましては、一般職の職員の給与に関する法律に定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められております。

一般職の職員の給与に関する法律は、平成28年11月に改正され、平成29、平成30年度において段階的に扶養手当の支給額が改定されることになっており、基準政令で定められている扶養親族の加算額及び加算の対象について改正されるため、基準政令に準じ本条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時といたします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前10時00分

○議長（中澤莊也君） 引き続き会議を再開いたします。



◎日程第25 議案第22号 平成29年度川根本町一般会計補正予算
(第6号)

○議長（中澤莊也君） 日程第25、議案第22号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第22号です。平成29年度川根本町一般会計補正予算、第6号の提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億793万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,847万8,000円としたいものであります。

第2表の繰越明許費につきましては、災害復旧費など年度内に完成が見込めない17事業の、翌年度に繰り越して使用したい経費となっております。

第3表の地方債補正につきましては、歳出の補正に伴うものや充当地方債の振りかえなどによるものとなっております。

今回の補正は、ほとんどが各種契約差金や実績見込みに基づく減額となっており、人事配置等により職員人件費の減額、県知事選挙、町長・町議会議員選挙、衆議院議員選挙の執行実績に基づく減額、町内2カ所の旧焼却施設解体工事の契約差金として減額、災害復旧に係る測量設計委託や工事費が契約差金による減額、各種補助金の執行見込みに基づく減額等があります。

また、歳入につきましては、事業費の実績見込みに伴う国・県支出金の減額、採択事業の振りかえに伴う地方債の増減、充当の不用が見込まれるまちづくり基金や社会福祉基金などの繰入金の減額が主なものとなっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第26 議案第23号 平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中澤莊也君） 日程第26、議案第23号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第23号です。平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補

正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,514万円としたいものであります。

今回の補正は、過去に納入された保険料を被保険者へ還付するためのもので、還付金が29万3,000円、還付加算金が1万1,000円となっております。既に納められた保険料を還付するものでありますので、後期高齢者医療広域連合からの還付金及び加算金収入で賄う形となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第27 議案第24号 平成29年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第3号）

○議長（中澤莊也君） 日程第27、議案第24号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第24号です。平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ877万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,670万円としたいものであります。

今回の補正は、前年度実績により納付すべき消費税額の減額に加え、執行見込みに基づく不用額の減額となっております。

歳入の主なものは、取り崩し不用となる基金繰入金の減額となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第28 議案第25号 平成29年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第28、議案第25号、平成29年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第25号です。平成29年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,576万2,000円としたいものがあります。

今回の補正は、職員人件費の増額分を計上するもので、全額を一般会計繰入金で賄うものとしております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第29 議案第26号 平成29年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中澤莊也君） 日程第29、議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第26号です。平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ576万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,970万1,000円としたいものであります。

今回の補正は、職員人件費の増額に加え、その他は医師募集広告料や医薬材料費などの実績見込みに基づく不用額の減額となっております。

歳入につきましては、予防接種などによる診療報酬収入の減額と、事業費の減額に伴う一般会計繰入金の減額などとなっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



- ◎日程第30 議案第27号 平成30年度川根本町一般会計予算
- ◎日程第31 議案第28号 平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- ◎日程第32 議案第29号 平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- ◎日程第33 議案第30号 平成30年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- ◎日程第34 議案第31号 平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- ◎日程第35 議案第32号 平成30年度川根本町温泉事業特別会計予算
- ◎日程第36 議案第33号 平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計予算
- ◎日程第37 議案第34号 平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（中澤莊也君） 日程第30、議案第27号、平成30年度川根本町一般会計予算から、日程第37、議案第34号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第30、議案第27号、平成30年度川根本町一般会計予算から、日程第37、議案第34号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、一括して大変長くなりますけれども、提案理由の説明をさせていただきますというふうに思います。

まず、議案第27号です。平成30年度川根本町一般会計予算の概要について説明をさせていただきます。

平成30年度当初予算は61億9,500万円、前年と比べまして3億4,500万円、率にいたしまして5.28%の減額となる予算を編成をさせていただきました。

普通交付税の合併算定替えが段階的に縮減されていることなど歳入の減少要因が多い中、限られた財源を有効に活用するために、事業費の精査を徹底しながらも、第2次総合計画における重点戦略である「川根本町の強みを生かすプロジェクト」、「人口減少の克服を目指

すプロジェクト」を推進するべく、効率的で効果的な予算を編成をさせていただきました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

また、地方自治法第230条第1項及び第2項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

それでは、一般会計について、大まかに説明をさせていただきます。

町の強みを生かす事業としては、町民誰もが誇れる地域資源である川根茶振興のための施策として、引き続き生産基盤強化のための各種補助事業、一方で増加傾向にある荒廃農地の利活用を進めるための事業を予算に盛り込んでおります。

また、多面的な機能を有し、町の総面積の約94%を占める地域資源である森林整備、林業振興では、間伐を促進するための助成事業や、施業の基盤となる林道整備事業、新たな展開を見せ始めている木の駅かわね事業なども計上をさせていただきました。

同じく町の財産である豊富な観光資源を生かし、新たな価値創出を促進するための事業といたしまして、ユネスコエコパークの普及啓発、寸又峡遊歩道の安全対策事業、身障者用駐車場・トイレ整備事業や寸又峡温泉の魅力を新たな観光資源として検討するための事業、地域住民の機運が高まり自発的な事業展開が見込まれる塩郷吊橋周辺整備事業など、観光入り込みが増加している今を好機と捉え、盛りだくさんの予算となっております。

さきに申しあげました物質的な強み以外にも、この町に住む人々がつくり出す時間の流れや顔が見えるきずなといった部分も我が町の強みであります。この強みを生かす事業として、外出支援サービスや緊急通報システムサービス等の高齢者福祉事業、新たな子育て支援施設の運営や新たな産後ケアなどを含めた子ども・子育て支援事業、地域づくり活動事業補助などの住民活動の支援のための予算も計上をさせていただきました。

もう一つの重点戦略である人口減少の克服の面では、若年層が本町に定住するための就労環境・就労機会を充実させていくためのサテライトオフィスやテレワークの推進事業といった地方創生推進事業、また、川根本町の自然や人、生活に魅力を感じている方たちへの移住・定住促進のための事業として、空き家バンク事業の充実、移住相談事業、お試し移住体験事業など、積極的に推進するための予算を計上させていただきました。

また、平成29年度から用地選定や実施設計を手がけ、平成30年度の最も大きな事業として、仮称ではございますけれども伝統文化伝承館建設事業を予算計上させていただきました。

町の宝である子供たちの教育にも引き続き力を注ぐ予算となっており、従前の中高生海外研修、小学5年生の県外体験学習、町立学校のICT教育推進、川根高校や川根留学生の支援のほか、新たに給付型を含めた人材育成特別奨学金制度の設立、学習支援のための公設民営塾の運営を予算計上させていただきました。

これらの事業を好循環させ、相乗させながら、千年先も続く川根本町を目指す積極的な予

算を編成をさせていただきました。

よろしく御審議いただき、御同意されますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

なお引き続きまして、議案第28号になります。国民健康保険事業特別会計予算を説明をさせていただきます。

国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,670万円で、前年度と比べまして1億5,230万円の減額であります。

国民健康保険事業は平成30年度から広域化をされ、その運営主体に県が加わり、財政運営の責任主体となることから、予算の組み立ても平成29年度とは若干異なっておりますので、単純に前年度比較することが難しくなっておりますことをご承知おき願いたいと思います。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

予算説明資料の49ページからごらんください。

第1款総務費は3,044万7,000円であります。主な内容といたしましては、職員人件費、システム改修、国保連合会負担金、電算処理業務委託などであります。

第2款保険給付費は5億8,576万5,000円で、療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などを計上させていただいております。

第3款国民健康保険事業費納付金は新設であります。県へ納める納付金として1億9,888万8,000円となっております。

第4款共同事業拠出金は、ほぼ皆減で、科目設置としての1,000円であります。

第5款保健事業費は1,243万7,000円で、特定健診事業費、保健事業活動費を計上しております。

第6款基金積立金、2,801万円あります。

第7款公債費は、一時借入の利子として2,000円を計上してあります。

第8款諸支出金は115万円で、国保税の還付金、還付に伴う加算金を計上しております。

第9款予備費は1,000万円あります。

なお、前年度予算に科目のありました後期高齢者支援金、前期高齢者支援金、介護納付金は廃目となっております。

次に、歳入でございます。

資料の46ページをごらんください。

第1款国民健康保険税は1億4,602万1,000円。

第2款使用料及び手数料は1,000円。

第3款県支出金は、保険給付費等交付金として5億9,412万6,000円あります。

第4款の財産収入は1万円あります。

第5款繰入金は1億2,651万9,000円で、一般会計繰入金と基金繰入金となっております。

第6款繰越金は1,000円あります。

第7款諸収入は2万2,000円であります。

なお、前年度まで科目にありました国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金は廃目となっております。

以上が、平成30年度国民健康保険事業特別会計予算の概要であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第29号、後期高齢者医療事業特別会計に移らせていただきます。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,970万円で、前年度と比べ490万円の増額であります。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料の58ページからごらんください。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は1億2,956万8,000円で、医療保険料と保険基盤安定負担金であります。

第2款諸支出金は13万2,000円であります。

次に、歳入でございます。

資料の56ページからごらんください。

第1款後期高齢者医療保険料は9,196万4,000円で、特別徴収分と普通徴収分であります。

第2款使用料及び手数料は1万6,000円で、督促手数料であります。

第3款繰入金は3,760万2,000円で、一般会計繰入金。

第4款諸収入は11万7,000円で、第5款繰越金は科目設置として、1,000円あります。

以上が平成30年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要であります。

よろしく御審議のうえ、御採択賜りますようお願い申し上げます、次に、議案第30号、介護保険事業特別会計へ移らせていただきます。

第6期介護保険事業計画が平成29年度で終了することから、平成30年度からは、第7期介護保険事業計画に基づき予算を編成しております。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ12億8,070万円で、前年度と比べまして1,340万円の増額であります。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料の65ページからごらんください。

第1款総務費は3,890万1,000円あります。職員の人件費並びに介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものであります。

第2款保険給付費は11億9,917万2,000円。

第3款財政安定化基金拠出金は、科目設置として1,000円。

第4款基金積立金は9,000円。

第5款地域支援事業費は4,255万6,000円で、介護予防生活支援サービス事業や包括的支援事業、任意事業などを実施する経費などを計上しております。

第6款公債費は、一時借入金利子として1,000円。

第7款諸支出金は6万円であります。

次に、歳入であります。

資料の62ページからごらんください。

第1款保険料は2億2,173万8,000円。

第2款使用料及び手数料は2万5,000円。

第3款国庫支出金は3億3,030万3,000円であります。

第4款支払基金交付金は3億4,198万1,000円。

第5款県支出金は1億8,948万7,000円。

第6款財産収入は、基金利子として3,000円。

第7款繰入金は、一般会計からの繰入金として1億9,702万6,000円であります。

第8款繰越金は、科目設置として1,000円。

第9款諸収入は13万6,000円であります。

以上が、平成30年度介護保険事業特別会計予算の概要であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、引き続き、議案第31号です。簡易水道事業特別会計へ移らせていただきます。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,120万円で、前年度と比べまして3,330万円の増額であります。平成30年度は本川根南部簡易水道の新小長井配水池新設工事を計画しており、これに伴い増額となっております。

歳出から、説明をさせていただきます。

資料の72ページからごらんください。

第1款総務費は2,919万6,000円で、職員の人件費や各種事務経費であります。

第2款水道事業費は1億1,736万4,000円で、水道施設の維持管理業務委託料や水質検査業務委託料、計装設備点検委託料などの維持管理経費、新小長井配水池新設工事、接岨簡易水道中間槽設置工事などの水道建設費を計上しております。

第3款基金積立金は2,000円。

第4款公債費は7,363万7,000円。過疎対策事業債、簡易水道事業債の元金及び利子の支払いであります。

第5款諸支出金は、一般会計繰出金を科目設置で1,000円であります。

第6款予備費は100万円であります。

次に、歳入です。

資料の70ページからごらんください。

第1款分担金及び負担金は9万円あります。

第2款使用料及び手数料は1億511万6,000円で、給水使用料が主なものであります。

第3款財産収入は2,000円。

第4款繰入金は6,928万円で、一般会計繰入金が5,824万4,000円、基金繰入金が1,103万6,000円。

第5款繰越金は210万円であります。

第6款諸収入は361万2,000円で、道路改良に伴う水道管の移転補償費が含まれております。

第7款町債は4,100万円で、新小長井配水池新設工事に充当をする過疎対策事業債、簡易水道事業債であります。

以上が、平成30年度簡易水道事業特別会計予算の概要であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第32号になります。温泉事業特別会計へ移らせていただきます。概要について説明をさせていただきます。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,570万円で、前年度と比べ10万円の増額であります。温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための維持管理経費を計上するものであります。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料の80ページをごらんください。

第1款総務費は1,028万8,000円で、職員人件費や事務費等の管理経費であります。

第2款温泉事業費は530万9,000円で、施設の維持管理経費であります。

第3款基金管理費は3,000円。

第4款予備費は10万円です。

次に、歳入に移らせていただきます。

資料の78ページをごらんいただきたいと思います。

第1款使用料及び手数料は361万3,000円。

第2款財産収入は3,000円。

第3款繰入金は、一般会計繰入金として1,197万8,000円。

第4款繰越金は10万円。

第5款諸収入は4,000円であります。

以上が、平成30年度温泉事業特別会計予算の概要であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第33号、訪問看護事業特別会計へ移らせていただきます。

平成30年度から新設となります訪問看護事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,490万円とさせていただきます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料の86ページをごらんいただきたいと思います。

第1款サービス事業費は1,490万円で、看護師の人件費、訪問に利用する車両の借上料、システムの運用経費などとなっております。歳出はこの1款のみの構成となっております。

歳入でございます。

資料の84ページからごらんください。

第1款サービス収入は477万7,000円で、訪問看護利用に伴う各種給付費収入と利用者負担収入です。

第2款繰入金は、一般会計繰入金として1,012万1,000円です。

第3款諸収入は、預金利子など科目設置で1,000円です。

以上が、平成30年度訪問看護事業特別会計予算の概要であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第34号、診療所事業特別会計へ移らせていただきます。

議案第34号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,990万円で、前年度と比べ120万円の増額であります。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の90ページをごらんください。

第1款総務費は3,335万9,000円で、医師報酬、職員人件費、施設の維持管理経費が主なものであります。

第2款医業費は1,639万円で、診療に必要な医薬材料費、医療機器の保守点検委託などあります。

第3款諸支出金は、一般会計繰出金を科目設置で1,000円であります。

第4款予備費は15万円です。

次に、歳入ですが、資料の88ページをごらんください。

第1款診療収入は2,911万4,000円で、外来診療収入や諸検査収入であります。

第2款使用料及び手数料は12万1,000円。

第3款繰入金は、一般会計繰入金で2,066万2,000円。

第4款繰越金は1,000円。

第5款諸収入は2,000円であります。

以上が平成30年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要であります。

本議案を含めまして、議案第27号から34号までの8件が平成30年度当初予算に関する議案であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、大変長くなりましたけれども、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） どうもありがとうございました。以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は議案第27号から議案第34号までの全てについて、総括的な内容で行います。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号から議案第34号までは、11名の委員で構成する
予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号から議案第34号までは、予算特別委員会に付託することに決定し
ました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4
項の規定により、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は議長を除く11名の委員を選任することに決定しました。

————— ◇ —————

◎散 会

○議長(中澤莊也君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は3月15日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時38分

平成30年第1回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成30年3月15日(木) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 同意第 1号 | 教育長の任命について |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 川根地区広域施設組合の解散について |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分について |
| 日程第 4 | 議案第 8号 | 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 9号 | 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第10号 | 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第11号 | 川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第12号 | 川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第13号 | 川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第14号 | 川根本町営バス条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第15号 | 川根本町子育て支援施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第16号 | 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第17号 | 川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第18号 | 川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第19号 | 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第20号 | 川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第21号 | 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第22号 | 平成29年度川根本町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第19 | 議案第23号 | 平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第20 | 議案第24号 | 平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第21 | 議案第25号 | 平成29年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号) |

日程第 2 2 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算
(第 2 号)

日程第 2 3 発議第 1 号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例について

出席議員（12名）

1番	中原 緑 君	2番	澤西省 司 君
3番	石山 貴美夫 君	4番	杉山 広 充 君
5番	藺田 靖 邦 君	6番	坂本 政 司 君
7番	中野 暉 君	8番	太田 侑 孝 君
9番	山本 信 之 君	10番	中田 隆 幸 君
11番	野口 直 次 君	12番	中澤 莊 也 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 敏 夫 君	副 町 長	森 紀代志 君
教 育 長	大橋 慶 士 君	総 務 課 長	野崎 郁 徳 君
企 画 課 長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	山田 貴 之 君
税務住民課長	坂下 誠 君	くらし環境課長	梶山 正 幸 君
健康福祉課長	北原 徳 博 君	高 齢 者 福 祉 課 長	海老名 重 徳 君
農 林 課 長	後藤 泰 久 君	建 設 課 長	大村 浩 美 君
総合支所長兼 観光商工課長	安竹 賢 治 君	教 育 総 務 課 長	森 下 育 昭 君
社会教育課長	平松 敏 浩 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中野 裕 文 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藪 下 和 英

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（中澤莊也君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（中澤莊也君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月2日と同様ですので、御了承ください。



◎諸般の報告

- 議長（中澤莊也君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。
3月2日から9日及び12日の7日間、平成30年度予算審議のため、予算特別委員会を開催し、熱心に御審議をいただきました。なお、12日には現場視察を行っていただきました。
また、3月13日には第1常任委員会及び第2常任委員会を開催し、付託議案5件について御審議をいただきました。誠にありがとうございました。
以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

- 議長（中澤莊也君） 次に、町長より行政報告の申し入れがありましたので、これを許します。町長、鈴木敏夫君。
○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。
きょうは平成30年第1回の川根本町定例会の日でございますけれども、中日を迎えたということで、今、議長のほうから説明ありましたように、2日からの議会ということで、大変長丁場でございますけれども、皆様には大変御指導いただいております、誠にありがとうございます。
2月19日の全協以降の私の行政報告をさせていただきたいというふうに思いますので、朗読をさせていただきます。

皆さんのお手元に配付しました行政報告を見ていただければありがたいというふうに思います。

2月19日ですが、全員協議会を開催していただいております。

2月20日、観光協会並びに寸又峡温泉の組合の皆さんと打ち合わせをしております。

2月20日でございますけれども、自衛隊へ入隊者が町内で2人いたというようなことで、激励会がございまして、激励をさせていただきました。

2月21日、町の農業委員会の任命式がございまして、任命をさせていただきました。

21日ですが、市町村振興協会の理事会が静岡市でございまして、出席をしております。

2月22日ですが、県の国保連の通常総会が開催されまして、出席をしております。

県の農業会議の常設審議会がございまして、出席をしております。

2月22日ですが、Z O H Oの社員寮が千頭の支所の近くに開所したということで、そちらへお祝いに行っております。

2月22日ですが、町の国保運営協議会が開催されまして、出席をしております。

2月23日ですが、県立総合病院の院長と面会ということで、これは来年度の要望等もお願いしてきたということでございます。

2月23日には、富士吉田市で富士山の日のフェスタがございまして、出席をしております。

2月27日には、入札会が開催をされております。

2月28日、平成30年度の予算案の記者発表をいたしております。

2月28日ですが、藤枝のMY F Cの役員の皆さん、選手の皆さんがお見えになりました。表敬訪問という形で対応をしております。

3月1日になります。川根高校の卒業式がございまして、出席をしております。町の総合教育会がございまして、出席をしております。

第1分団に消防車の貸与式がございまして、対応をさせていただきました。

3月2日ですが、3月議会の初日ということで、お世話になっております。

3月3日ですが、長島ダムの下流の皆さんが大変大勢お見えになりまして、長島ダムの植栽のイベントがございまして、植栽のイベントに出席をしております。

先ほど議長からありました3月5日、6日、7日、予算の特別委員会がございまして、出席をしております。

3月8日、9日も予算委員会でございます。

3月10日ですが、朝日園の朝比奈さんの叙勲の祝賀会がございまして、静岡市に出席をしております。

3月11日ですが、掛川の元市長榛村さんの通夜がございまして、大変お世話になったということで、お通夜に参列をさせていただきました。

3月12日ですが、予算特別委員会、現地調査もございましたけれども、出席をしております。

この日には、予算特別委員会で採決をしていただきました。大変ありがとうございました。
3月13日ですが、県会議員の相坂県議の祝賀会、これは静岡市でございまして、出席をしております。

3月14日、昨日ですが、商工観光委員会が総合支庁でございまして、出席をしております。

3月15日、3月の議会、本日でございますけれども、2日目ということで、お世話になっております。

この後の予定は、23日が最終日ということになっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） どうもありがとうございました。



◎日程第1 同意第1号 教育長の任命について

○議長（中澤莊也君） 日程第1、同意第1号、教育長の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、大橋慶士君の退場を求めます。

（教育長 大橋慶士君 退場）

（「議長」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 野口議員。

○11番（野口直次君） 11番、野口直次です。

今の同意第1号の採決を棄権させていただきたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 野口直次君の退場を認めます。

（11番 野口直次君 退場）

○議長（中澤莊也君） 藺田議員。

○5番（藺田靖邦君） 今の棄権、退場という意味はどういう意味かちょっと教えていただきたいですが。

○議長（中澤莊也君） 本人のほうから申し入れがあって、この議案については自分は意思表示をできないという、そういうことですので、棄権という形で退場を認めました。

では、しばし、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時11分

再開 午前 9時12分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで暫時休憩として、全員協議会を開催しますので、議員の方は大会議室のほうに移動をお願いします。

行政のほうはしばらくお待ちいただきたいと思います。

休憩 午前 9時12分

再開 午前 9時36分

○議長（中澤莊也君） お待たせしました。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第1号、教育長の任命についてを野口議員を除いた10名の議員による採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、同意第1号、教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

大橋慶士君の入場を認めます。

（教育長 大橋慶士君 入場）

（何ごとか言う者あり）

○議長（中澤莊也君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 11時45分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇

◎散 会

○議長（中澤莊也君） 日程第2号以下の議案については、後日審議をすることとして、本日の会議はこれをもちまして散会といたします。

どうも御苦労さまでございます。

なお、議員の方は1時から議運、全協とありますので、引き続きよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

散会 午前11時45分

平成30年第1回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

平成30年3月22日(木) 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 川根地区広域施設組合の解散について |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分について |
| 日程第 3 | 議案第 8号 | 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 9号 | 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第10号 | 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第11号 | 川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第12号 | 川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第13号 | 川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第14号 | 川根本町営バス条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第15号 | 川根本町子育て支援施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第16号 | 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第17号 | 川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第18号 | 川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第19号 | 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第20号 | 川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第21号 | 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第22号 | 平成29年度川根本町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第18 | 議案第23号 | 平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第19 | 議案第24号 | 平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第20 | 議案第25号 | 平成29年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第21 | 議案第26号 | 平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号) |

日程第 2 2 発議第 1 号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第 1 議案第 3 5 号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について

出席議員（12名）

1番	中原 緑 君	2番	澤西省 司 君
3番	石山 貴美夫 君	4番	杉山 広 充 君
5番	藺田 靖 邦 君	6番	坂本 政 司 君
7番	中野 暉 君	8番	太田 侑 孝 君
9番	山本 信 之 君	10番	中田 隆 幸 君
11番	野口 直 次 君	12番	中澤 莊 也 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 敏 夫 君	副 町 長	森 紀代志 君
教 育 長	大橋 慶 士 君	総 務 課 長	野崎 郁 徳 君
企 画 課 長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	山田 貴 之 君
税務住民課長	坂下 誠 君	くらし環境課長	梶山 正 幸 君
健康福祉課長	北原 徳 博 君	高 齢 者 福 祉 課 長	海老名 重 徳 君
農 林 課 長	後藤 泰 久 君	建 設 課 長	大村 浩 美 君
総合支所長兼 観光商工課長	安竹 賢 治 君	教育総務課長	森下 育 昭 君
社会教育課長	平松 敏 浩 君	会計管理者兼 会計課長	中野 裕 文 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藪 下 和 英

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（中澤莊也君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（中澤莊也君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月15日と同様ですので、御了承ください。



◎諸般の報告

- 議長（中澤莊也君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。
3月15日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会3日目及び最終日の議事日程等について御協議をいただきました。
また、全員協議会終了後、議会広報委員会を開催し、委員の皆様には議会だより速報版の作成等を行っていただきました。
誠にありがとうございました。



◎日程第1 議案第1号 川根地区広域施設組合の解散について

- 議長（中澤莊也君） 日程第1、議案第1号、川根地区広域施設組合の解散についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、川根地区広域施設組合の解散についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第1号、川根地区広域施設組合の解散については、原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第2号 川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分
について

○議長（中澤莊也君） 日程第2、議案第2号、川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号、川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第2号、川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分については原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第8号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第3、議案第8号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第9号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第4、議案第9号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第10号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第5、議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第6 議案第11号 川根本町職員の旅費に関する条例の一部を
改正する条例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第6、議案第11号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第7 議案第12号 川根本町特別会計設置条例の一部を改正
する条例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第7、議案第12号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第12号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第13号 川根本町若者交流センター条例の一部を
改正する条例について

○議長(中澤莊也君) 日程第8、議案第13号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第14号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例
について

○議長（中澤莊也君） 日程第9、議案第14号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第15号 川根本町子育て支援施設条例の一部を
改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第10、議案第15号、川根本町子育て支援施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、川根本町子育て支援施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第15号、川根本町子育て支援施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第16号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(中澤莊也君) 日程第11、議案第16号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第17号 川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第12、議案第17号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第18号 川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第13、議案第18号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第18号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第19号 川根本町介護保険条例の一部を改正する
条例について

○議長(中澤莊也君) 日程第14、議案第19号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第19号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第20号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、
サービス等に関する条例の一部を改正する条
例について

○議長(中澤莊也君) 日程第15、議案第20号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第20号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第21号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例について

○議長(中澤莊也君) 日程第16、議案第21号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部

を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第21号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第22号 平成29年度川根本町一般会計補正予算
(第6号)

○議長(中澤莊也君) 日程第17、議案第22号、平成29年度川根本町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、平成29年度川根本町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第22号、平成29年度川根本町一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第23号 平成29年度川根本町後期高齢者医療
事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(中澤莊也君) 日程第18、議案第23号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第19 議案第24号 平成29年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算(第3号)

○議長（中澤莊也君） 日程第19、議案第24号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第20 議案第25号 平成29年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第20、議案第25号、平成29年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号、平成29年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第25号、平成29年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第21 議案第26号 平成29年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中澤莊也君） 日程第21、議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第22 発議第1号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁
償等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

○議長（中澤莊也君） 日程第22、発議第1号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思
います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りた
いと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第1号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とし、議会運営委員会及び全員協議会を開催します。

再開は全員協議会終了後といたします。

議運の委員、正副議長、副町長、総務課長は、議員控室へ、その他の議員と町長、教育長
は大会議室へ移動をお願いします。他の行政側の職員の方は、この場で待機をお願いいたし
ます。よろしく願いいたします。

休憩 午前 9時26分

再開 午前 9時58分

○議長（中澤莊也君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。



◎日程の追加

○議長（中澤莊也君） ただいま町長から、議案1件が、提出されました。

お手元に配付した議事日程第3号の追加1のとおり、日程に追加し、追加日程として議題としたいと思います。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程第3号の追加1のとおり、日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第35号 川根本町いやしの里診療所条例の一部
を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 追加日程第1、議案第35号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） お世話になります。それでは、ただいまお認めいただきました追加日程について説明をさせていただきます。

議案第35号です。川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

本条例第6条第1項に定める診療所の使用料及び手数料の額は、国が定める診療報酬の算定方法により算定した額とすると定めております。

診療報酬につきましては、国において2年に一度見直され本年がその改定年に当たり、国により改定作業が行われ、本年3月5日に平成30年厚生労働省告示第43号として、その内容が示されたものであります。

今回の条例改正は、この診療報酬改定に伴い、本条例における必要箇所を改正をするものであります。以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎散 会

○議長（中澤莊也君） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の議事日程の予定を報告いたします。

3月23日、午前9時、本会議を開会し、一般質問及び議案第3号から第7号並びに第27号から第34号の委員長報告、質疑、討論、採決、議案第35号の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれもちまして、散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前10時01分

平成30年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第4号)

平成30年3月23日(金)午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 3号 川根本町し尿処理施設条例の制定について
- 日程第 3 議案第 4号 川根本町特別奨学金給付条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5号 川根本町特別奨学金貸与条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6号 川根本町児童クラブ施設条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7号 川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第27号 平成30年度川根本町一般会計予算
- 日程第 8 議案第28号 平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第29号 平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第10 議案第30号 平成30年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第31号 平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第32号 平成30年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第13 議案第33号 平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第14 議案第34号 平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第15 議案第35号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議員派遣の件
- 追加日程第1 副議長辞職の件

出席議員（12名）

1番	中原 緑 君	2番	澤西省 司 君
3番	石山 貴美夫 君	4番	杉山 広 充 君
5番	藺田 靖 邦 君	6番	坂本 政 司 君
7番	中野 暉 君	8番	太田 侑 孝 君
9番	山本 信 之 君	10番	中田 隆 幸 君
11番	野口 直 次 君	12番	中澤 莊 也 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 敏 夫 君	副 町 長	森 紀代志 君
教 育 長	大橋 慶 士 君	総 務 課 長	野崎 郁 徳 君
企 画 課 長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	山田 貴 之 君
税務住民課長	坂下 誠 君	くらし環境課長	梶山 正 幸 君
健康福祉課長	北原 徳 博 君	高 齢 者 福 祉 課 長	海老名 重 徳 君
農 林 課 長	後藤 泰 久 君	建 設 課 長	大村 浩 美 君
総合支所長兼 観光商工課長	安竹 賢 治 君	教 育 総 務 課 長	森下 育 昭 君
社会教育課長	平松 敏 浩 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中野 裕 文 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藪 下 和 英

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（中澤莊也君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（中澤莊也君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承願います。

◎諸般の報告

- 議長（中澤莊也君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

3月22日の本会議終了後、全員協議会を開催し、追加上程議案の詳細説明及び定例会最終日の議事日程等について御協議をいただきました。また、全員協議会終了後には第2常任委員会を開催し、委員会付託議案について御審議をいただきました。誠にありがとうございました。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

- 議長（中澤莊也君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、杉山広充君、山本信之君、石山貴美夫君であります。
順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

4番、杉山広充君、発言を許します。4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） おはようございます。4番、杉山広充です。通告に従い、一般質問をいたします。

最近、日本全国で少子高齢化のことが大きな話題となっています。このことは静岡県、川根本町内でも同じことだと思います。時々地域の人たちと話をしていると、このことにかかわるいろいろなことがたくさん出てきます。私は、本町においては、約10年くらい前からこの少子高齢化の話題が大きく盛り上がってきたように感じています。地域は、町は、子供がいて、人が住んでこそ長く続いていくものと考えます。川根本町をなくしてはなりません。

さて、きょうは質問の機会をいただきましたので、少子高齢化、町の存続にかかわる大きく二つのことを伺います。

一つ目は、今後の小学校、中学校教育に関することです。このことについては、次の二つのことを伺います。

一つ、予算委員会のと時話のありました学校のあり方協議会について、目的、内容、組織等について伺います。

二つ目、各小中学校から提出された来年度の学級編制についてどう捉えているのか、また、どのように感じているか伺います。

大きな二つ目です。川根高校の存続に関することです。

このことについては、三つのことを伺います。

一つ目は、現時点で予想される来年度の学級編制について伺います。

二つ目、川根高校留学生の現在の入寮状況と新1年生の入寮希望者について伺います。

三つ目は、本町（接岨・大間等）の生徒の入寮について伺います。

質問は以上です。教育長、町長、よろしく願いいたします。

○議長（中澤莊也君） ただいまの杉山広充君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、杉山議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

今、教育長並びに町長という答弁者の名前が出ましたけれども、政策に関するということもでございますので、私のほうから、冒頭お答えをさせていただきます。

まず、学校のあり方協議会の設置についてでございます。

平成30年度には、学校教育ビジョンの制定から3年、また、教育大綱の制定から2年が経過ということになります。

このような中で、現行制度を検証し、課題抽出を行うとともに、今後の少子化社会に対応すべき川根本町内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校の連携による教育制度のあり方を調査、研究、協議するために設置したいと考えているところでございます。

所掌事務としましては、現行の学力向上ネットワークプラン並びにキャリア教育を基盤としたRG授業の検証と課題の抽出、川根本町の教育資源（物的・人的）になりますけれども、それら等を最大限に生かすための今後の学校教育のあり方の調査・研究、町内の幼稚園、保

育園、小学校、中学校、高等学校の連携に関する調査・研究など、協議会及び研究会を組織し、調査、研究、協議をしたいというふうに考えております。

新年度の学級編制に関する御質問につきましては、後ほど担当より回答をさせていただきたいというふうに思います。

それから、杉山議員にも大変お世話になっておりますけれども、川根高校の存続に関する質問がございました。

川根高校に関しましては、平成17年の合併時の最低限の基本となるものとして、地域に特養老人ホームの施設があること、医院並びに診療所といった医療施設がある程度そろっていること、そして高校があること、これらを基準に考えてきたというような経緯がございます。

そうした中で、全国各地において高校がなくなったところで栄えたところはございません。議員の皆様とともに以前、夕張市の状況を伝える報道のDVDを見ましたけれども、ごらんになられた議員の方々も多くおまして、感じられたと思いますが、高校がなくなると大変厳しいものであり、地域にとって高校の重要性、当町における川根高校存続の意義の大きさを改めて痛感をするということでありました。

当地域がそうならないよう、議会の皆様と協力し合って対応してきたものであり、今後もその必要性は高いというふうに認識をしております。

そのような中で、初年度である平成30年度の応募はございませんでしたけれども、県内において初の取り組みである全国公募を実施したという形で、県教育委員会におきましても、川根高校存続に向けての取り組みが開始をされたところであり、今後のさらなる展開に向け、平成30年度、31年度と、県を含めた様々な関係機関と協議、協力を進めていくため、非常に重要な時期であるというふうに認識しているところであります。

学級編制に関する御質問、寮の状況につきましては、担当課長より答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、町長の答弁に引き続きまして、私のほうから補足の説明をさせていただきたいと思います。

まず、小中学校の新年度の学級編制についてお答えをさせていただきたいと思います。

昨年度において策定をされました第2次川根本町総合計画、それから学校教育ビジョン、教育大綱等にのっとった適正な学級編制であると、現在考えております。

なお、新年度において、本川根小学校において特別支援学級が再設置される予定となっておりますので、本川根小学校においては一学級増加となる見込みでございます。

なお、その他の学校につきましては、学級数に変更はございません。

それから、川根高校の学級編制についてお答えをさせていただきます。

川根高校は、県立の高等学校でありますので、静岡県教育委員会、川根高校等で考えることとなり、町として関与できることではございませんが、学校に問い合わせをしたところ、

例年並みの入学者が見込まれているため、例年の学級編制で対応されるというふうに伺っております。

次に、川根留学生の入寮状況についてお答えをさせていただきます。

現在、若者交流センター奥流については男女合わせて18名が、また南麓寮においては13名の入寮がございます。その他に通学者が4名、下宿者が1名おります。

新1年生につきましては、現在入寮希望等を取りながら調整をさせていただいておりますので、状況を見ながら対応させていただければと考えております。

次に、本町の生徒で通学が困難な生徒の入寮についてという御質問がありましたので、それについてお答えをさせていただきます。

若者交流センター奥流につきましては、条例により、原則として川根留学生のための施設とさせていただいておりますが、川根高校後援会に管理をお願いしております南麓寮、それから、平成30年度から運営を開始する予定の崎平やすが苑につきましては、現在のところ川根留学生に限定している施設ではございませんので、そちらのほうの活用がどうか、または、地元の方に御協力いただいております下宿につきましても、同様の形の中で、連携の中学校の卒業生であっても入寮等ができるのではないかと、教育委員会としては考えているところでございます。

現在において、対象者の確認等を行うとともに、調整をさせていただいているところでございます。特に距離的な基準を設定するとともに、優先順位などについて配慮し、川根高等学校とも協議をしながら対応させていただければと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 今、学校のあり方協議会等について説明いただきました。ありがとうございました。

私は、この協議会で避けて通れないのが小学校、中学校の統合についてと考えます。最近、私の住んでいる地区から、そして町内各地から、このことに関しての声を聞くことが多くなったと感じています。私は、学校の統合については、子供たちの学びである学校の機能を高め、子供たちの教育状況をよりよいものにしていく、そのような教育的観点から、地域の実情に適した判断をしなければならないと思っています。

その際、集団の中で教育を行うことの効果、通学距離、通学時間等、子供たちの心身に与える影響、子供たちの安全、そして保護者、地域住民の思いや願いを総合的に勘案していくことが、とても大切だと考えています。

今、統合に関して述べましたけれども、私が一番にお願いしたいことは、今後、本町に住み頑張っていこうという若者、現在子育てをしている保育園、幼稚園、小学校、中学校の保護者の皆さんの思いを、生の声を、本音を吸い上げて推進して行ってほしいということです。このことについて、答弁をお願いいたします。教育長、お願いいたします。

○議長（中澤莊也君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） それでは、お答えします。

杉山議員もかつて教育長をやられたときがあるかと思います。そのときに、既に川根本町小中学校あり方協議会が開催されておりました。

実は、私は平成25年の12月1日に就任をして、それで最後の1回の協議会に出席をいたしました。そのときの資料、課長は持っておるとは思いますけれども、そのときに集まってきた資料の意見というのは、具体案も何もございませんでした。それぞれが、利害のある方が自分の利害に関しての意見というのはありました。

そういう中でまとめていくということは非常に大変だということで、私がお場で申し上げましたことは、もう少し検討させてくださいと。これはなぜかといいますと、私は平成25年の12月1日に就任する前に、その年の10月に、鈴木町長から教育長就任の依頼がありました。そのときには、私自身は、本町において、小学校が何校あるのか、中学校が何校あるのか、生徒数がどのぐらいいるかということは全く知りませんでした。

そういうことから、依頼を受けて承諾をしてから、その間に、これは北海道、それから九州、鹿児島、日本全国の小規模校、中山間地の小規模校についての全ての調査を、私自身、一人でやりました。その中でいろんな本町に適合するシステムというのはどういうものがあるのかということで、一つは、行き着いたのが宮崎県の五ヶ瀬のG授業という、今の川根本町のR Gの基盤になっているものであります。

そういうものを既に私自身の中でありましたので、その関係から検討させてくださいと。中には、委員の方で、私に何と言ったかということ、あなたの就任の間に検討だけで終わるんじゃないかということをおっしゃったので、私はそんなに時間はとらせませんということで、すぐに、これは五ヶ瀬の当時の教育長をやられていた、これは日渡円さん、現在、兵庫教育大学の大学院の教授をやっていますけれども、その方とコンタクトをとって、4月以降すぐに、これは掛川でお会いしまして、G授業についての内容をお聞きしました。そしてさらに、これは校長を含めた、この町の教員に対して、日渡先生に来ていただいて、お話を、これはしていただきました。

そういう中で、その年の26年4月から半年かけて、これはいろんな検討をして、その年のもう後半からR G授業を試行していこうということで取り組みをしました。実は非常に大切なのは、今、杉山議員が言われたように、総合的に判断をしなければならないということなんです。実は、ここにどういったものがあるかということ、これは国立の教育政策研究所初等教育研究部会というのがあります。そこで平成25年から26年のプロジェクト研究としまして、いわゆる学級規模が児童生徒の学力に与える影響と、その過程というのをまとめております。これは既に、いわゆる海外のいろいろな先行研究がございます。学級規模がいわゆる児童生徒の学力に与える研究というのは、実はそんなに、いわゆる科学的なものというのは少ないわけです。科学的に研究されたものは少ないと。我々が常に言うときには、何を言うかとい

うと、自分の経験則で物を言うということですね。経験則というのは、これは当たっている場合もあり得るかもしれませんが、それについての科学的根拠というのは全くございません。

そういうことから、実は国立教育政策研究所も、海外の先行研究、海外の先行研究の中で一番すぐれていて最初に取り組んだのが、これはアメリカのテネシー州のスタープロジェクトであります。これは、なぜスタープロジェクトというのが発足したかといいますと、スタープロジェクトというのは、アメリカは少数民族の子供たちが非常に多いわけです。そういう中で、少数民族の子供たちの学力が低いということで、その学力を高めるためにはどうしたらいいということで、これはいわゆる小規模校についての実験を行いました。

これ実験を行うときに、これは非常に日本では許されないんですけども、アメリカで行う実験というのは、物理の実験と同じようなことを行うんです。これは、例えばある教育のいわゆる施策をしたグループとしないグループにきちっと分けて、それを統計的に有意差検定ということで、きちっと科学的に検証するということが行われます。それも単年度でなくて非常に長い期間、5年とか10年をかけてやっているということです。そういう結論から出てきたものというのが、これが一つの科学的なデータになるわけです。

そういうことで、実はこの国立教育政策研究所の初等中等教育研究部会というのは、その科学的なデータというのをどう考えるかということで、これは研究プロジェクトの発足をしました。その中でやっぱり言えることは、これは中は非常に難しいですから、最後のほうに要約がありますけれども、これは小規模の教育というものは、学力に関しては非常に効果があるということがわかっています。ただ、これは全学年について言えるかということは明確ではないと。いわゆる小学校の低学年に関しては非常に有効であるということです。それで同時に、これが大切なのは、その後の教育についてどう影響するかということも、きちっと検証しなければならないということもあります。ただし、小学校の高学年については明確なものは存在しないということですね。

だから、小規模校がいいと。それで、そのときに高学年についてはどういうものかいいかというときには、これは当然学級数が多いのを、これを小さく学級数をしていくと。そうすると当然、よく言われるんですけども、人間関係が固定化するとか、友達関係が大規模校は特に出てくるわけです。そういうものをどう解消するかというときには、高学年については、例えば3学級あるものをさらに小さな規模にしていくと。その間で子供の移動をさせたりとかとすれば、そういうものも解消するということで、様々ないわゆる方法というのが当然考えられるし、それから、教育というのは単純にサイズの問題ではないということです。教員との相互作用によって教育というのは成り立つということです。ですから、教員のいわゆる教育力の問題というのも当然考えなければいけないということです。

そういうことを踏まえてということなんですけれども、こういうものの研究というのは、当然のことながら、これは限られた人数の中でやるしかないと思うんですね。みんなが集ま

って、さあやるかといった場合には、これはみんながそういうものを研究して持ち寄ってくださいということは当然言えないと。ですから、そういうものをまず先に検討して、いわゆる幾つかの代替案を出して、その中を住民の意見を取り入れながら検討していくという、そういう方法をとらざるを得ないと私は思っております。そういう意味で、まず研究会をつかって、その研究会の中できちっと研究をして、それをさらに住民を交えた協議会の中で検討していくと。そういう方法をとるということを私は申し上げたいわけでございます。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 大変なる御丁寧な答弁ありがとうございました。私も勉強いたしました。

そこで、町長に伺います。

学校のあり方協議会について今、調査研究とか話を持っていくということですが、その中で私が一番言いたいのは、ここに住んでいる人たち、今から頑張っていこうという若者、現に子育てをしている小学校、中学校、保育園とか、そういう人たちの保護者の皆さんの声をぜひ吸い上げていただきたいと思います。町長、お願いします。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 私自身、人からいろんなことを教えていただいていることが非常に多いということは、私の一番不得意なところ、それについては厳しく指導されています。私は人の話を聞かないというタイプではなくて、人の話を聞いて、いいことは実行すべきだという思いで、全てこれまでも行政に反映してきたつもりであります。ただ、若干飛びが早くて、見切り発車みたいなものが多いのかなという反省はしておりますけれども、そのように人の意見はなるべく聞いて対応するというところに徹していることは、事実でございます。なるべく距離を置かないで、そのような皆さんの意見を聞いて反映するということは、これからも続けていきたいというふうに思っております。

○議長（中澤莊也君） 杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 町長ありがとうございました。

次に、川根高校のことに関して再度伺います。

現在留学生について説明がありましたけれども、奥流には男子14人、女子4人、計18人が入寮、南麓には男子13人が入寮、このように考えていいですね。そうしますと、新しい留学生の立場になって考えると、奥流には17人、南麓には4人、それで新しくできるよすが苑20人、そうすると、計41人が入寮が可能と、私考えています。このような把握でいいですか。ちょっとお願いします。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 新年度の新生生につきまして、第1次の募集において41名の方が合格をされております。その中で地元の連携中学校から19名、川根留学生が22名という

ことで、現在追加募集が2名の方が応募されたということを知っていますが、22名の方についてどのようにするのか、例えば下宿をされるのか、寮に入られるのか、通学をされるのか等を踏まえて、いろいろな相談を受けながら、川根高校と連携をしながら対応しております。

なお、その割り振り等につきましては、川根高校と相談の中で、例えば部活の関係であるとか、その点も含めながら、どのようにしたら有意義な寮生活ができるかを、川根高校と相談をしながら対応しているところでございますので、その辺で、あとは奥流につきましては、川根留学生の寄宿舎以外にも、若者の交流としまして、例えば教育実習生の受け入れでありますとか、それも踏まえて若干空きをつくっていく必要がございます。その辺も踏まえ、川根高校と相談をしながら対応させていただければと考えております。

○議長（中澤莊也君） 杉山広充君。

○4番（杉山広充君） ありがとうございます。

そうすると、4月からの入寮希望者の受け入れについては、問題がないと私も考えます。いいですね。ありがとうございます。安心しました。

次に、特に接岨地区、大間地区の生徒の入寮に関して伺います。先ほどもちょっと説明ありましたけれども。

川根本町若者交流センター条例、平成27年12月制定、これ私、素直に読んでみました。ちょっと解釈しますと、本町の生徒は奥流には入れないと、そのように解釈されます。先ほど答弁がありましたけれども、私はそのように読みました。

ですから、今の答弁では、来年度ですか、もしいた場合には入れないというように取りましたけれども。私はこの点について少しちょっと疑問を感じているんです。というのは、私は接岨地区、大間地区から川根高に通学するには、距離的にとか、またいろいろな状況を考えてみても、大変な面があるんじゃないかなと、私は思っております。向こうの小学校へ勤務したこともありますので。

現在、接岨地区には小学生が5人、中学生が1人、計6人、大間地区には就学前の子供1人、中学生が1人、計2人。ですから、接岨と大間で合計8人の子供が今生活しているんです。この子供たち8人は、やはり川根本町の宝です。また、川根高校の存続に関しても、とても大切な存在だと考えております、この8人。

ここで、この子供たちを現在一生懸命育てている保護者の方、家族の方、私、直接に話をしたことがあります。一部紹介いたします。家には今、学校へ通っている子供がいる。そして、将来は地元の高校へ入って勉強してほしい。最近、徳山に新しく寮ができたと聞いた、うれしい、このように私に話されました。これは要旨ですけれどもね。この寮は奥流のことでした。私に話をしてくれた方は接岨地区で代々生活を営み、100年以上も住み続け、本町に貢献された方だと、私は思っています。自分の孫の成長を本当に楽しみに頑張ってきたことを、私はその方からひしひしと感じました。

最近、私の住んでいる地区から、そしてほかの地区からも、このことに関しての声を聞くことがあります。このような人たちの思い、心情に耳を傾け、町政を推進していくことが重要だと、私は痛感しています。

そこで伺います。接岨、大間地区等から川根高校に通い、奥流に入りたいという生徒のために、現在の条例の改正、または規約等をつくり、奥流入寮の門戸を開いたらどうでしょうか。これは難しいこともあるかもしれませんが、接岨地区、大間地区等について事情をよく知っていらっしゃる町長、まず最初、答弁をお願いいたします。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 今の杉山議員の質問にお答えをさせていただきますが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、奥流につきましては原則的に川根留学生の対応となっておりますが、現在、南麓寮、それから来年度から開所します崎平よすが苑につきましては川根留学生に限定しているものではございません。その中で、あとは下宿というものもございますので、その中で連携中学校からの入学生の中で通学が困難な者については、その中で対応するように現在も進めておりますし、実際にも川根高校の在學生、それから新入生についても調査等を行った上で、通学が困難な者に対し、その奥流以外のところの施設で対応できるように今、準備を進めているところでございます。

○議長（中澤莊也君） 杉山広充君。

○4番（杉山広充君） ありがとうございます。

先ほどもそのような答弁をお聞きしました。私それをもうわかっている、再度質問しているわけです。じゃ、なぜですね、今度は逆に考えますと、大間の子供さん、接岨の子供さん、もちろん町長御存じだと思いますが、長島とか梅地とかですね、昔の、平田とか。子供さんいらっしゃるんです、8人ね。その子供さんが高校へ行きたい、川根高へ入りたい、そういう人は最初から奥流の入寮の門戸を閉じていると。これは抽せんでね、奥流へ行くか南麓か、よすが苑へ行くかとか、それはいいですよ。だから、最初から門戸を僕は閉じてほしくないんです。やっぱり今の条例では、本当に入れられないんです、読んでいくとね。しかし、私はたとえ入れなくても、入れるように条例だけは開いてほしいんです。また規約等をつくって、町長、御存じだと思います。ちょっとそのこと、一言だけお願いします。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これは少し出発点の話をしてしますと、冒頭で私自身も合併当時から気になっていたのは、やはり高校がないと町は廃れて大変になるという思いがあって、この川根高校存続のためにどうしたらいいかと。実は、御存じのとおり、川根高校は県立です。県立が果たしてそのような対応をするかといいますと、県のほうがね、なかなか厳しい状況にあるという中で、では、町が対応しなければ子供の数は減ってしまうというようなこと。今8人という数字が出ましたけれども、これも永久的に8人以上という話じゃないわけです。そのときに対応として、町ができる最低のことはどこまでできるかということで、奥流をつく

ったという経緯があります。しかし、思ったより非常に多くの皆さんがこちらにお見えになるということなものですから、南麓寮を対応したり、またはよすが苑にお願い、これは民間です、お世話になったりしていたというようなことの経緯であります。

その中でもう一つ大事なことは、地元の皆さん、いわゆる川根本町の皆さんが、川根高校を本当に存続したいかどうか。私自身は、残念ながら全ての皆さんが川根高校があることが当たり前で、なくなったらどうなるということを考えているのかなということ、少し疑問に持つこともあります。といいますのは、当初、川根高校は下宿で対応したという経緯がございます、今言われた皆さんの。それがなかなか下宿は大変ですが、なかなか受け手がないということになると、やはり制限をつけたり、また補助金の絡みもあるもんですから、若干の制限をつけながら対応する、これが今現在できる範囲の一番最大限の町の方向性ではないかなというふうに考えております。

しかし、先ほども申し上げたとおり、それは私ども行政の判断ですが、議会の皆さんが、では、このようにしたほうがいいのか、こういうこと、どこどこにあいているよとか、下宿はやりますよとかいうことを、同窓会の皆さんにもお願いしておりますけれども、そのようなことも考えていかないと、私は今の連携校の入学の皆さん、受験をする皆さんの数を聞きますと、当然、川根高校はなくなる方向へ行くではないかということに危機感を持っているということで、やはりこれは行政だけでなく、議会の皆さんと一緒にあって、町民が一体となって存続のために頑張るといふことが必要というふうに考えています。

○議長（中澤莊也君） 杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 町長、ありがとうございます。

先ほども課長のほうから奥流についての御答弁がありましたけれども、確かに現在の条例、私も読んで解釈等を、先ほども申し上げましたが、しています。今後ですね、もうここで言いませんが、再度このことについても、また委員会等で検討していただけたら私はうれしく思います。ぜひお願いしたいと思います。ここではもうこれ以上申し上げません。

今回は、教育委員会に関係する条例の改正について、私、質問しましたが、行政のほかの課に関することでも、現状に適さないではないかという条例とか規則等にもし気づきましたら、迷うことなく粛々と改正等をお願いいたします。これは私のお願いです。このことは、私は町民のため、また町民の幸せにつながっていくんじゃないかなと考えています。行政の方、よろしくお願いしたいと思います。

きょうはいろいろと質問させていただきました。本当にありがとうございました。私の質問に丁寧に答弁してくださいました関係の皆様、本当にありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 1点、補足で説明させていただきますが、奥流の条例の中に、今、杉山議員もおっしゃったとおり、原則的には川根留学生ということで限定がありますが、

その他教育委員会が特に必要と認めた者という条項もございます。

その中でいろいろなケースもあろうかと思っておりますので、その中で対応できればと考えております。ですので、その中で状況を見ながら、あとケースを見ながら、通学困難者の状況等を踏まえて対応させていただければと考えます。

○議長（中澤莊也君） 杉山広充君。

○4番（杉山広充君） すみません、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（中澤莊也君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） それと少しですね、私も恐らくきょうが最後に、ここの議場の最後になるかと思っております。そういうことで、少し川根高校についてのことをお話しさせていただきます。

新しく議員になられた方でまだ御存じのない方もおるかと思っております。実は、川根高校の留学生制度をつくったのは、これは今の3代前かな、堀田校長が、これが川根留学生制度をつくりました。堀田校長は、第2次の高校の再編のいわゆる担当をした方でありまして。そういうことから、川根高校のいわゆる連携中学からの入学生が非常に少なくなってきたと。もう既に25年ぐらいから、前から定員は割っているんですけども、41人という数を割った場合には、これは川根高校の教育環境というのが非常に悪くなると。これはなぜかという、教員数がずっと減るわけですね。今恐らく1学年3クラス編制ができるというのは41人を割っていないからであります。ですから、それを維持しなければいけないということで設けたのが、川根留学生制度です。当初は2名しかございませんでしたけれども、それでも41人を割れないような人数になったということで、現状維持されているわけです。

ですから、そこから何もしなかったとすれば、実は第3次の高校再編計画の対象になっていて、10年後には川根高校はなくなっていたと思っております。そういう意味合いから、じゃ、町もいわゆる支援しましょうということで生まれたのが、川根高校の留学生制度で、寮だったわけです。寮というよりも、若者交流センター奥流は寮の機能だけじゃないんですね。これは町の一つの活性化をするために設けたものです。ですから、あそこを使っているのは川根高校の留学生だけでなく、教育実習に来るいわゆる大学生も使っているわけです。そうすることによって、いわゆる高校生といわゆる大学生とが交流を深めるとか、それから場合によっては、私はインキュベーションセンターというのも当然考えていたんですけども、そこを利用して大学との連携を図ることによっていろんな新しい企業も当然生まれるだろうということで。そういう意味合いでつくったのが奥流という施設でございます。ですから、これは川根高校にもはっきり申し上げているのは、寮じゃありませんよと。これはあくまでもいわゆる若者交流センターですということを申し上げております。

そういう中で、いわゆる川根留学生というのが非常に数が増えてきた。これは一つの効果だと思っておりますけれども、そういうことで、対応できなくなったからさらに施設をふやしたと

いうことです。当初考えていたのは、大体全体で30名ぐらいを考えて、年間10人ぐらいというところで考えていたんですけれども、それをはるかに上回ってきたということがございます。

そんな経緯がありますので、ぜひ、ただお金を使っているということじゃなくて、なぜ川根高校だけに金を使うのかじゃなくて、そういう経緯があっってお金を投資してきた。その結果、川根高校が今もって存続しているのだということを、十分認識していただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） よろしいですか。

これで杉山広充君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時とします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前10時00分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番、山本信之君、発言を許します。山本信之君。

○9番（山本信之君） 9番、山本信之です。議長、資料の配付をお願いいたします。

○議長（中澤莊也君） ただいま山本信之君から資料が配られると思いますが、これは一般質問に関する資料でありますので、配付を認めます。

じゃ、お願いします。

（資料配付）

○9番（山本信之君） 大井川の環境改善について。

昔の大井川は、誠に壮観であっただろうと想像されますが、現在はダムによって貯水され、大雨のときの放流で堆砂し、昔の溪流や溪谷の姿は見られません。大井川全体の河川環境の復元を求めて活動を進めなくてはなりません。

取水堰堤や貯水ダムの建設により、下流域への水害や土砂堆積は年ごとに河川環境を破壊し、水生昆虫を含む魚類の生存ができない川となってきました。塩郷堰堤下流域は、水のない川となり、これまで上流域まで遡上していたアユやウナギ、在来の魚類はここでとまり、台風や異常気象の集中豪雨による大きな出水がない限り、堤防のゲートは上がりません。この状態が続く中で、塩郷堰堤の上流、下流に河川環境の異常が発生してきます。

河川法は、治水、利水の役割を担うだけでなく、潤いのある水辺の空間や多様な生物の生息、生育環境として大切であり、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素として、その個性を生かした川づくりが求められています。大井川の環境保全と再生への道筋をつける

歩みを進める者の一人として、その思いを強くするものであります。

山が死に、川が死に、海が死んだら、次の時代を背負う若者はどのように思うのでしょうか。大井川の環境改善について、要望書に対して、大井川環境について今後どのような保全対策をされるのか、町長に伺います。

○議長（中澤莊也君） ただいまの山本信之君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、9番、山本議員の質問でありまして、お答えをさせていただきます。

四つほどの項目で質問があったというふうに思いますけれども、一つ一つお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

議員も御承知のとおり、大井川水系は国管理のダムや中部電力、東京電力の発電用ダムが存在し、河川管理者につきましても、島田市神座地先を境に下流域が国による直轄管理、上流域を県が管理者となる指定管理となっております。また、大井川の水は発電以外にも農業用水、上水道、工業用水など、既得利水として、下流の地域において広く水利用がなされているということは、言うまでもありません。

今後の大井川環境保全対策はという御質問ございました。

改めて申すまでもございませませんが、大井川流域の地形は非常に急峻で、地質的にも中央構造線、糸魚川・静岡構造線に挟まれているため、脆弱であります。さらに、当地は年間降水量2,994mmと、日本屈指の多雨地帯であるため、大井川上流部は大規模崩壊地が多く、そのため土砂生産は膨大で、土砂流出に伴う河床変動が活発な地域であることから、議員の御指摘のとおり、河川への土砂堆積等が河川環境に大きな影響が出ていることを認識しております。

この大井川河川環境に関しましては、当町の全域がユネスコエコパークに認定をされ、日本で最も美しい村連合に加盟していることから、従前にも増して、国及び県に対し様々な要望活動を積極的に今までどおり進めていきたいというふうに思っております。

そのような中で、今、資料の提供がございました。長島ダムにおきましても、そのほかのダム下流におきましては、大変濁水が多いということで、私どもアユ釣りを非常に好む者としては、大変環境が悪いということも認識をしております。この原因は、先ほども申し上げましたけれども、実際、発電用のダムが16、大井川水系には14のダムがございます。先ほどそれぞれ管轄が違うということも申し上げましたけれども、今、直轄の国交省の管理している下流のほうは、ほぼ護岸の整備が95%ほど完成をしているという状況です。しかしながら、県管理のほうはまだ5割にも達していないということで、大変厳しい状況にあるということで、今現在も土砂の堆積したのを除去することと、護岸の整備は積極的にやってほしいということを要望しているところであります。

また、皆さん御存じのとおり、リニア絡みの2トンの水ということもございまして、この

件につきましては、下流の皆さんと、それぞれ利水関係の皆さんと力を合わせて、今までどおり陳情等をしていく必要があるというふうに思っておりますし、今一番大事な時期だなというふうに思っております。

そのような中で、地元にも幾つかの協議会がございます。水問題は非常に重要ということも認識をしております。その中でもう一つ申し上げたいのは、やはり大井川の水質が非常に悪くなること、それから濁りがなかなか取れないこと、これは地質的な問題もあるようですが、それらを加味した中でも、もう少し対応をしっかりしていかないと、漁業をする皆さんも釣る期間が短くなったということも言われておりますので、その辺の原因究明も必要かなというふうに思っております。

塩郷のダムがなかったころ、先ほどお話がありましたとおり、この大井川は井川までアユが上ったという話もお聞きしておりますし、そのときには100を超したということも聞いております。それが上って下るといような川で、大変雄大な川であったということもございますけれども、やはり大井川の総合開発のもとでこのような形になったということは、今現在仕方がないかなという思いはありますけれども、当然今後は環境が非常に厳しい状況の中では、重要性がもっともっと増してくるだろう。先ほども申し上げましたユネスコエコパーク、それから日本の最も美しい村連合に加盟ということは、やはり環境整備が必要であるということも、行政も含めてそれぞれの関係機関の皆さんと対応していくことが必要だというふうに、山本議員と同じような思いで対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

次に、堆砂について。

大井川の支流である榛原川の上流にあるホーキ薙は、流域最大の崩壊であり、山の斜面を頂上から削り取り、人を寄せつけない様相であります。降雨のたびに流土は榛原川を埋めています。このために毎年の豪雨期、台風、梅雨等には大量の土砂が流出して、大井川に排出する土砂は塩郷上流に堆積します。寸又川水系からの排出土砂の堆積の上にさらに上積みされることになり、大井川との合流点の元藤川と対岸の徳山の地点では、大水のときには大井川鐵道の線路に溢水するおそれが予測され、緊急土砂の採取移動を行っていますが、住民の不安は隠し切れません。

以前は、徳山・元藤川を渡す万世橋から徳山地区を包むように大岩盤があり、昔は子供たちの遊泳や魚釣りの好ポイントがありましたが、現在は堆積土砂で埋没しています。

このような異常気象のもとに、昨年台風により、さらに河床は上がり、住民は安心安全であるべき生活が損なわれております。今後どのような対策をとられるのか予定はありますか、伺います。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、詳細については後ほど課長のほうから説明をさせていただきますけれども、今言われました大井川の治山センター、これは平成12年度に川根本町に設置をされたということで、当時は全国で、今の大井川治山センターが唯一設置をされたという経緯がございます。これは20年間、大井川の、榛原川だけではございません。もっと大きいのは井川の奥のほうがたくさん面積がありますけれども、それを直轄として、民有林を対応するというようなことで出発をしたという経緯があります。

その治山センターも、あと3年ほどしますと終わりになってしまうということなものですから、やはり今言われたようにあちこちに崩壊地があると。特に寸又の奥は国有林もたくさんありますけれども、非常に厳しい状態にあると。その土砂が下流へ流れてきて、大井川の堆積が非常にひどいということになっているのが現況で、それは皆さんそれぞれお認めいただいているところであります。

今現在も、県のほうでも40万立米以上毎年取っているというような状況ですが、なかなか崩壊地が多くて追いつかないというふうなことが現況であります。これについては私どもも、水害が今現在は余り大きなものはありませんけれども、今後どのような災害があるかわからないということを考えると、やはり堆積の土砂は5年間の計画がありますけれども、それを守ってほしいということは常々要望をしているということです。

これは行政といたしましても、また、新の漁業組合、それから旧の漁業組合、それぞれもお願いをしているというのが現況でございます。ですので、やはり堆砂につきましては、地域の皆さんでそれぞれが分野が一つになって対応をお願いするということが、一番得策かなというふうに思っております。

具体的な数字につきましては、課長のほうから述べさせていただきますけれども、今現在は、堆砂についてはそのような計画のもとで対応しているということだけは御理解いただきたいし、寸又川から出る量が大変多いということも御理解をいただきたいと思えます。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） それでは、大井川堆積土砂排除対策協議会の概要につきまして説明をさせていただきます。

まず、協議会を構成する機関としましては、静岡県、島田市、中部電力株式会社、新旧の大井川非出資漁業協同組合、大井川上流骨材開発協同組合、大井川玉石採取協同組合、それと川根本町になります。

計画につきましては、島田市福用から寸又川合流点までの間で年間37万5,000^m³、加えて特別排除として、田野口から寸又川合流点までの間で年間5万^m³、合計で年間42万5,000^m³を上限として砂利採取の許可をするというものであります。

なお、元藤川付近での排除実績、平成28年度は3,492^m³でありました。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。堆砂については、時間の関係がありますので、今後改めて取り上げさせていただきます。

次に、長島ダムの水質の状況、流域の汚濁源の状況等について。

長島ダムが完成して以来、その下流域は常時鉛色の水が流れ、どぶ川同様の悪臭を発生しています。このような汚水が下流に流れ、魚類を初め水生昆虫に悪影響を及ぼしていることは言うまでもありません。

漁業組合理事の方が環境悪化を懸念し、水中に潜って魚の生息状況を観察し、網を使って水生昆虫の有無を調査しています。大井川に生息する雑魚類は減少してしまいましたが、水生昆虫に至っては絶滅したと言っても過言ではありません。残念ですが、母なる川ふると大井川は死の川になりつつあります。

今後どのように環境保全が行われるか伺います。

○議長（中澤莊也君） ぐらし環境課長、梶山正幸君。

○ぐらし環境課長（梶山正幸君） 今の御質問についてお答えさせていただきます。

大井川源流部の地質につきましては、もろい上、粒子も細かいため、降雨時、ダム湖に濁水となって流れ込みますと、なかなかそれが沈まず浮遊する状況にあり、濁りが長期化するケースが見られております。

現在におきまして、昨年の10月の台風21号、22号の大雨により、上流井川ダムからの放流により濁った水が長島ダムに入り込み、例年になく濁水状態が続いている状況であります。この濁りの長期化している最大の要因につきましては、冬季に入りダム湖内水温が4℃を下回り、ダム湖内の対流拡散作用が低下したことによるものが原因と考えられております。3月に入りまして気温も上がり、水温の変化も見られることから、今後は濁水の拡散が進むものと考えられますが、ダム湖全体の清澄につきましては、3月いっぱい、もしくは4月上旬ぐらいになるのではないかという報告を、長島ダム管理所のほうから聞いております。

また、清水化バイパス等につきましては、平成25年度に大井川ダム下流につきましては、長島ダムのきれいな水を、大井川ダムを通さず、バイパス工事によって大井川ダムの直下に流すというバイパスルート、こちらのほうを実際に対応し、そういう濁水対策の一環ということも実施をしているのが、過去の経緯でございます。

今後につきましても、やはり関連機関と連絡調整を図りながら、濁水対策については引き続き河川環境の改善取り組みについて、また、国・県等にも要望のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。清水化バイパスを中電がつくり、長島ダムより2トンの水を流していますが、一向に奥泉及び八木地区付近の濁りは取れていません。長島ダムの水が濁っているのか、川底に濁りのもとが堆積しているのかわかりませんが、今

後より一層の対策をお願いいたします。

次に、塩郷堰堤の魚道について。

塩郷堰堤から上流の大井川は、土砂の堆積がひどく、その堆積土砂は昔の河床より6mも上昇し、川の機能をすっかり失い、生息していた幾多の水生昆虫、水生植物、在来の魚類が消滅し、海から遡上するアユ、ウナギも生息できない環境にあります。釣り人の姿もない、子供の水遊びの姿もない、あるものは大型重機とダンプカーの群れのみであり、まさに死んだ川、大井川と言わざるを得ません。

半面、下流域、沿岸域への土砂供給の減少は、海岸浸食の因となり、海岸は浸食され、国土の消失は顕著となってきています。また、山地の栄養を川によって運んで豊かな海をつかってきた古来からの営みは、利水によって阻まれ、海もまた生物の住めないところとなってしまいました。

去年のアユは、この魚道が大井川の上流、下流、海をつなぐ唯一の方法であります。しかし、たとえ上流にたどり着いたとしても、アユの餌、大石につくコケもなく、砂利と化した河原にはアユをとるカワサギが待ち受けています。堆積土砂は瀬もふちも埋め、上流からのわずかな流れも伏流水となり、表流水は子供でも渡れるほどの浅瀬が続き、母なる天下の大井川の流れは過去のものとなりました。

このような状況の中で、町外から訪れる観光客、あるいは日常の疲れを癒やすため川を利用する釣り人たちを考えると、このような状況に対してどのように考えられるか伺います。

○議長（中澤莊也君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　塩郷堰堤の魚道につきましてお答えさせていただきます。

塩郷堰堤の魚道設置につきましては、平成6年に設置をし、その後平成8年に一部改良等を行っております。また、平成11年に魚道入り口部の一部改良としまして鋼製プールを設置、平成12年には鋼製プールからコンクリートプールに変更、その後、平成15年にはコンクリートプールに簡易魚道を追設、平成18年度に魚道入り口部改良としまして、簡易魚道から船通し型魚道へ改良を行い、現在に至っております。

また、堰堤上部の出口部にカメラを設置しており、アユの遡上を確認しているという情報を聞いております。

塩郷堰堤につきましては、ゲート部で貯留する堰堤であり、堰堤本体に魚道を設置することが難しい状況であり、必要に応じては、現状の魚道を改修するのが望ましいものと考えられます。

また、土砂対策につきましては、先ほども建設課長のほうからも答弁がございましたように、関係機関とあわせて引き続いて要望のほうは行っていきたいと思います。また、この魚道の改善についても、同じく関係機関と協議を続けまして、よりよい状況となるように要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。3年前からね、中電と漁業組合と漁業について話し合っております。やっぱり脂びれを切った天然アユ5,000匹を放流しておりますが、現在の魚道ではアユは上流まで上ってきません。今後、各方面の働きかけにより、魚道の確保をお願いしたいと思います。そして今ね、課長が魚道について上がってという、いや、ちょっとそれは僕はずっと見たことがないですよ。それはちょっと伺いたいと思います。

○議長（中澤莊也君） くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 今現在、そのアユの遡上につきましては、私どもも実際堰堤を管理しております中部電力さんのほうに確認したところ、実際遡上の状況があるというのを聞いております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

次に、大井川の環境についての要望書について。

平成25年、大井川ダム上流に清水化バイパスが完成し、水質は以前よりよくなりました。このバイパスが完成したため、長島ダムは底から汚濁水をストップし、この年は大井川の環境は見違えるほどよくなり、アユの生育はもとより、雑魚類も群れをなして、確認できましたが、平成26年から徐々に水質が悪化し、平成24年以前の状態に戻ってしまいました。

長島ダムは、いかなる事情があっても環境破壊につながるような汚濁水を下流に流してはなりません。

以上、長島ダムの水質の状況、流域の汚濁源の状況について、そして、堆砂について、塩郷堰堤の魚道について、このような状況ですので、大井川の流量確保及び水質保全について万全な対策を図り、流域市町の住民生活への安全を確保するとともに、経済活動に弊害がないよう配慮すること。早急に長島ダム、中部電力に請願する必要があります。住民の皆様にご協力をお願いしたいと思います。町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、質問がたくさんございましたけれども、大井川をもっと清流を戻してほしいという思い、それから塩郷のダムの魚道が効果がないではないかという話、それから水質が大変悪くなっているというお話、これは共通の認識かと思えます。その中で、塩郷の堰堤の魚道の関係、これは管理をしているのが新の大井川漁業組合でございます。そこで年間に何回か目視で見ているということも聞いておりますけれども、その中で、完璧ではございませんけれども、若干の遡上はあるということも確認をできたということも報告を受けております。

その中で、今、全国的にも魚道の問題が大きくなっておりまして、魚道で一番いいという魚道は、なかなか今現在は見つかっていないと。あれをどういう方法がいいのか、横に上ら

せるのがいいのか、縦に上らせるのがいいのか、階段式にやるのがいいのかということをあちこちで研究しておりますけれども、これが一番いいという方法は、今現在ないようです。それは今研究中ということで御理解をいただきたいと思います。

それから、清水化バイパス、これも今現在はちょっと故障したということも聞いておりますけれども、当初は非常にきれいになったということも承知しております。しかしながら、今後、中部電力にもお願いしながら、やはり清水化という名前がついている以上は、きれいな水を流していただくような形で要望していきたいというふうに思っております。

それから、先ほども課長のほうから説明ありましたが、長島ダムの濁水の関係、これはやはり大井川流域、いわゆる井川の奥からずっと崩壊地が非常に多いという中で、地質と言いましょうか、土砂の質が非常に軽いということで、浮いて沈まないということもあるもんですから、なかなか濁りが取れないということもお聞きしております。

その中で、まだ予定でございますけれども、塩郷から上、ここの釣りの解禁が少し早くなるようです。といいますのは、やはりおとり屋さんもおりますし、いろんな漁業に関する皆さんがいるわけですが、いわゆる漁業者が減ったということは、今言われたように魚が釣れないから、魚がないから漁業者が減ったという悪循環になっているという中で、一度水が濁って大雨になりますと、その後がなかなか進まないということ、それからコケがつきにくいということで、漁業ができる日が少ないということなもんですから、2週間ほど早く持っていきたいというようなこともお聞きしております。

これらも含めて、やはり一番川のことを、環境を気にしているのは漁業組合の皆さんです。その組合の皆さんがここの瀬はこうである、ここのふちはこうであるということもつぶさに我々にもお知らせしていただきたいし、また、中部電力、国土交通省、長島ダムの管理事務所等々とも今相談する機会は何回もあるもんですから、やはりその辺で要望しながら、もっとよりよい大井川にしていってほしいというふうに、私どもも思っておりますし、多くの町民の皆さん、または地域外の皆さんも期待をしているということ。先ほど来申し上げているとおり、大井川は大変魚の大きくなる川であるというような実績もあったもんですから、そのことも含めて鋭意皆さんと協議して、よりよい川にしていくということは当然だというふうに思っております。

○議長（中澤莊也君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　今、町長からの答弁もございましたように、大井川の環境改善については、今までも要望等をやってきた状況でございます。これにつきましては、やはり引き続き関連機関に働きかけながら、引き続いて要望をしていきたいと考えております。

また、最近では、一番問題になってきていますのがリニア中央新幹線、南アルプストンネル工事の施工に伴いまして、2トンの水が減るという問題が騒がれているところでございます。この件につきましても、やはり流域圏の利水問題、住民生活にも大きな影響を及ぼす問

題でございますので、関連機関と、また関係市町とも協議をしながら要望等を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

平成31年、来年の3月31日に川口発電所、それで久野脇発電所の水利権が更新されます。地元の要望や意見がなければ、そのまま無条件に更新されますので、今後、町民にとりまして有益な条件で更新されますようお願いいたします。

○議長（中澤莊也君） 答弁、どなたか。くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） ただいまの塩郷ダムの水利権更新につきましてですけれども、来年度、3月31日をもって水利権更新があるわけでございますけれども、現在の水利権更新につきましては、塩郷ダムにつきましては、メインは川口発電所の水利権更新がメインとなっております。それに付随する形で塩郷ダム、それから笹間ダムのほうをあわせた形の更新という形になります。

こちらにつきましても、やはり下流域における生活用水、農業用水、工業用水などの利水問題が大きな影響を及ぼすことでもあります。やはりこちらについてもなかなか簡単に水を増やすということができない状況でありますことは、以前にも、9月議会でも答弁させていただいているところでございます。このようなことにつきまして、やはり関係する市町と協議を踏まえ、要望するなり対応のほうを今後とも考えていきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中澤莊也君） これで山本信之君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は11時とします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番、石山貴美夫君、発言を許します。

○3番（石山貴美夫君） 3番、石山貴美夫です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、鈴木敏夫町長をはじめ川根本町の職員の皆様方には、日ごろより町民のために御尽力を賜り、心から感謝申し上げたいと思います。初めての一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、人間の知能では、あしたのことを事前に知ることなどできません。だからこそ転ばぬ先のつえと言われますように、先のことを予測して準備しておくことが大切だと言われるのでしょうか。どんなに頑張っている方でも、本人はもちろん、家族の誰かがある日突然病気やけがや、また高齢化による症状などで介護や看護などが必要になり、仕事に集中できない環境に落ち込んでしまうことがあります。町のアンケートでも、介護によって大なり小なり仕事に制約を受けている方は、何と72%にも及び、介護によって人生が変わっていくと言っても過言ではありません。

実は、こういう私もそうでした。突然の家族の病で、町の大きな病院で途方に暮れていたときがありました。そんな私を川根本町から調査に見えてこられた相談員の方の、本当に心温まる励ましと町の支援の体制があることなど、細かく御説明をいただき、その温かな御対応にどれだけ救われたかわかりません。いざというときに聞いてくれる、相談に乗ってくれる、そういう人、係、町があるということがどんなにありがたいか、私自身、身をもって体験いたしました。

私は、この体験から、この温かさこそが、川根本町の本当によいところではないか、そして、この温かさを感じられるということこそ、行政が町民第一の発想で全てにつながってくる根幹ではないかと痛感いたしました。

私は、昨年の議員選挙の際、町民の皆様方に自分自身のこの体験をもとに、この町で安心して年を重ねていける、そういう優しい町にという切り口でこの町を見直して訴えていきたい、それが自分に課せられた役割だというふうに訴えまして、議員にならせていただきました。

この町で生まれ育った人はもちろん、縁あってこの町で暮らしている人も、全ての町民は、この町で安心して年を重ねていくことを望んでいます。町で行った町内高齢者のアンケートでも、その約80%の人たちは、「最後まで自宅」と希望しております。私は、この町で安心して年を重ねていけるかという、そういう切り口で質問をさせていただきたいと思います。

さて、平成30年度予算につきまして、3月2日より集中して予算審議をさせていただいてまいりました。新年度は目前であります。30年度は鈴木町長は川根本町の町長として町政を任せられ、2期目を迎えて、1期目よりもより一層濃く鈴木町長の描かれる川根本町のあるべき姿に向かってかじ取りも明確にされた予算編成であろうと思います。どのような御認識で予算編成をされたのかをお伺いをいたしたいと思います。

また、昨年12月の委員会の審議を経て、議会で承認され、この4月、新年度よりいよいよ新たにスタートしていただくことになりました新規事業の訪問看護ステーション事業につきましては、町民は大きな期待を持って歓迎しておられると思います。町民の期待に対し、具

体的にどのようなサービスがなされていくのか、また、看護師さんやスタッフの体制や、そしてその業務の内容など、また、これから先どんなふう展開されていくのかというようなことにつきまして、お伺いをしたいと思います。

次に、二つ目の質問といたしまして、この町で安心して年を重ねていけるのかという切り口から、もう一つの質問をさせていただきます。

町内34区ありますが、毎年出されている町に対する要望は、相当の数があると伺いをいたしました。こうした毎年の要望の大まかな内容はどのようなもので、区の役員や区長の判断で出されてくるこの要望に、町はどのように対応し、応えてきておられるのかをお伺いしたいと思います。

以上、大きく二つの質問を申し上げまして、演壇からの質問から質問席に移らせていただきたいと思っております。

○議長（中澤莊也君） ただいまの石山貴美夫君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、石山議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

当選以来初めての質問ということで、冒頭に私ども職員のことにつきまして、お褒めの言葉をいただきましたこと、心よりお礼と感謝を申し上げたいというふうに思っています。まだ十分ではございませんけれども、そのような声が多く皆さんから聞こえるように対応していきたいというふうに思っております。多分、本日は下の館内放送でも聞けたと思いますので、経験の中から言っていただきましたことは、大きな支えになったなということ、冒頭でお礼を申し上げたいというふうに思っております。

それでは、新年度の予算に関する質問がございました。

本会議開催初日の当初の予算に計上する提案理由の際も申し上げましたけれども、新年度予算は、町民が幸せを感じ、笑顔に満ちた千年先も続くまちをつくるため、ひとづくり、魅力づくり、活力づくりを好循環し、相乗させるため、重点戦略として当町の強みを活かすプロジェクトと人口減少の克服を目指すプロジェクトを掲げてまいりました。

当町の強みを活かすプロジェクトとしては、川根茶、温泉、自然といった、町民誰もが誇りに思う強みを生かした施策を展開するもので、この強みを、豊かな時間が流れる暮らし、癒し、健康等の特色、特徴と融合させ、これらの強みをさらなる強みとしていくことにより、川根本町だからこそできる施策推進のための予算を計上させていただきました。当然めり張りをつけた予算にしたということをお理解いただきたいというふうに思います。

具体的には、地域資源の価値の向上を目指し、生産の根底を支える担い手の育成・確保や生産基盤の整備強化、川根茶や大井川産材が持つ品質のさらなる向上を図る事業、効率的・戦略的な販売戦略の推進を図る事業を展開するための様々な事業や、温泉、自然といった地域資源のさらなる有効活用を図るとともに、新たな資源、価値を創造していくための事業予算を計上してまいりました。

人口減少の克服を目指すプロジェクトとしては、若年層が当町に定着するための就労環境と就労機会の創出、充実化を戦略的に促進するとともに、豊かな自然環境を含む地域資源を活用しながら、教育・子育てという未来を創造するための投資に積極的に取り組み、川根本町ならではの豊かな暮らしの実現を目指す予算を計上しております。

具体的には、多様な仕事を創出し、当町で働き暮らせるようにするための事業予算、特色ある教育を展開することにより、若者を中心とした人の流れをつくり出すための事業予算、結婚・出産・子育てを支援し、誰もが健康で安心して暮らせるための様々な事業予算を計上したところであります。

訪問看護ステーションの概要及び町内各区より要望されることにつきましては、担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、私のほうから訪問看護ステーションの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、訪問看護でございますけれども、病気や障害があっても住みなれた御自宅で自由に生活をしたい、そうした思いを看護の側面から支援するサービスでございます。本人と御家族が安心して毎日を過ごせますよう、医師の指示のもと、健康状態の管理とサポート、在宅療養をより快適にするためのアドバイス、緊急時の対応、みとりの支援等、様々な支援を行います。

具体的には、12月の議会でも議決をいただきました川根本町訪問看護ステーション条例にもありますとおり、一つとして、病状及び障害の観察に関すること。二つ目、清拭及び洗髪による清潔の保持に関すること。三つ目、食事及び排せつ等日常生活の援助にかかわること。四つ目、床ずれの予防及び処置に関すること。五つ目、カテーテル等の交換及び管理に関すること。六つ目、リハビリテーションに関すること。七つ目、ターミナルケアに関すること。八つ目、認知症患者の看護に関すること。九つ目、療養生活指導及び家族への看護指導に関すること。10個目として、その他主治医の指示に基づく医療処置に関することというふううたわれてございます。

また、御質問の中で将来展望という御趣旨の質問がございました。御承知のとおり、団塊の世代が75歳に到達する2025年には、医療や介護のいわゆる社会保障費が増大するというふうに言われてございます。また、その時期に病院のベッド数ですね、病床数が限られているため、慢性期、いわゆる医療の依存度が低い方が結果的に入院が難しくなしまして、地域に帰らざるを得ない状況になるというふうに言われております。そうしたときの地域の受け皿としても訪問看護が必要であり、利用者は増加するというふうに予想しております。

地域包括ケアシステムというものの充実が叫ばれる中、訪問看護ステーションに限らず、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制を強化し、今後も町民の皆様の健康と福祉の充実に取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） それでは、町内各区より要望される事項につきまして、建設課からお答えさせていただきます。

地域開発の基礎となります道路網の整備と住環境の基盤整備を図ることを目的に、年度当初に各区長にお願ひし、土木事業要望書の提出をいただいております。

事業の種類としましては、基本的には、町道、農道、林道、土地改良及び区道に関するものとなりますが、要望いただいております内容には、国県道に関するものや治山、あるいは河川に関するものなど、国や県にその対応をお願いするものや、土木事業に限らず町の様々な事業に関するものも含まれ、広く各地区の課題解決のための手段としていただいております。

いただきました要望に対しましては、その業務を所管する部署で内容を確認させていただき、必要な対応をさせていただいているわけですが、いただいた全ての要望に直ちに対応できるわけではありません。内容により早急に対応すべきもの、国・県への要望が必要なもの、対応に時間を要するものなど、必要な対応は様々になります。

区長には、要望に優先順位をつけて提出いただいておりますが、区全体ではかなりの要望になるため、事業を所管する部署でも優先順位をつけ対応させていただいております。いただいた要望への対応につきましては、年度末になりますが、各区長に書面により報告させていただきます。

先ほど申し上げましたが、いただいた要望に対して全て対応できているわけではありません。しかし、事業を所管する部署としましては、要望の内容を各区長様などに伺い、地区の課題解決のために一緒に考える機会を大切にしたいと考えております。今後とも、よりよいまちづくりのため、地区と会話をしながら事業を進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

大変財源が厳しい、縮小していかなければいけないような状況の中で、人づくりや魅力づくりといった点で、重点を置く教育の問題とか、いろいろな事業を計画されているということがよくわかっております。そしてまた、民生費などは非常に厳しい中で、減額は前年比ではしていますけれども、新規の事業で御説明いただきましたような訪問看護ステーションの設置ということは、町民からの反応からも、非常に安心を提供してくださったということで、高齢化世帯のみならず、皆様から心強い感謝の声をお聞きしております。特に介護との連携のとれる体制ということで、現時点では一層の安心が提供できていったのではないかなというふうに考えます。

既に今御説明いただきましたようなことで進んでいるということでございましたけれども、

もう4月直前で人事異動なども発表されたところでございます。看護体制の事業と申しますか、24時間365日の緊急連絡できる対応、包括支援センターとの連携でスタートするといったことの具体的な、何人ぐらいでどのようにしていくのかというような具体的な部分について、もう少し詳しく教えていただきたいと思いますと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（中澤莊也君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

まず、御承知のとおり訪問看護ステーションの人員でございますけれども、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準というのが、厚生省令でございます、の2条で2.5人以上というふうにうたわれてございますので、来年度事業をスタートするに当たりまして、看護師を雇用させていただき、基準はクリアをしております。

なお、場所につきましては、地域包括支援センターと関係もあるものですから、その連携も想定しまして、本庁舎内の設置を予定してございます。

また、24時間365日の対応をとということで御質問もいただきました。体制につきましては、12月の常任委員会でも申し上げましたし、先般の予算の特別委員会でも申し上げましたけれども、一応訪問看護ステーションの代表の方に24時間の携帯電話を持っていただくということと、それから地域包括支援センターにつきましては、今、地域包括支援センターはもともと24時間対応の携帯を1台持っております。ですので、二つの携帯電話がございますので、そういったバックアップで対応をしまいたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。大変安心のできるような体制をとっていただいて、具体的にさせていただいてきているということで、安心いたしました。

また、これからの問題となってくると思うんですけれども、ただいまは包括支援センターと連携されながら実行していくというお話でしたけれども、基本的に介護、そして今お話しの方の看護、それからまた、もう一つでき得ればリハビリというものがあります。ほとんどの場合、こういったことがセットですと、非常により実効のある形になると思います。私たちの町で弱点としまして、この理学療法士などのリハビリの専門家がないという点が挙げられるのではないのでしょうか。患者や高齢者がより重度の障害の移行して介護度が上がらないという対策としても、町民の望む、また住みなれた住宅での生活を続けていくというためにも、機能の回復は絶対の条件であります。現在お世話になっている町外の事業所さんとの連携やその他の事業所さんも含めまして、訪問のリハビリがさらに充実していきますようお願いをしたいと思います。

町民が安心して年を重ねていける環境がさらに整っていけば、町自体のこれはまた一つ大きな魅力になると思います。いかがでしょうか。施設にも常駐のリハビリの先生はいらっしゃらないというふうに伺っております。施設の状況も含めまして、訪問での理学療法などに

ついてどのようにお考えか、よろしく願いいたします。

○議長（中澤莊也君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

病気やけが等でのリハビリですけれども、議員がおっしゃるとおり、現在町内には訪問リハ、それから通所リハビリを実施している事業所はございません。ただし、総合事業という事業の中で、介護保険要支援1・2の方、もしくは事業対象者の方々に、特に退院直後に、やっぱりそのままにしてしまうと、要は動かさないと動けなくなっちゃうというお話がございますので、そこを短期集中で運動指導をすることによって筋力を上げていただいて、なるべく日常生活に戻るような形をとらせていただいております。

いずれにしても今後、いわゆるOT・PTと言われる作業療法士、理学療法士につきましても、引き続き連携がやっぱりどうしても必要になろうかと思えますので、その連携につきましては、今後も関係機関を通じて模索をしてみたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） どうもありがとうございます。我が町の高齢者の現状を見ますと、平成29年の統計ですと、町民が7,124人、そのうち64歳以上の人は3,388人、約48%、75歳以上は30%の2,138人ということでございます。町内の7割以上の世帯に65歳以上の方がおられて、そのうちひとり暮らしの人は約27%の五百八十数世帯というふうなことでございます。一たび、このひとり暮らしの方は何かありますと、非常に不安な気持ちになられると思えます。

今現在、町の包括支援センターが大変御尽力をいただいて、高齢者の元気な町として、県下でも1番、2番といった実績を上げてくださっており、大変ありがたく感謝いたしておりますが、この事業の一層の充実ということで応援したいと思っておりますけれども、この27%の65歳以上の世帯の方は、これからそのまま高齢化していくことが予想されるわけで、5年後、10年後を考えますと、居宅介護の必要性、見守りという体制も大切になってくると思えます。見守りの対策というのはどのようになっているのでしょうか。

町内でますます需要は増加傾向のもう一つとして、特養の老人ホームなどの待機者の状況などもどんなふうになっているのかと思えます。また、緊急通報システムというもので、ナースコールといったものが活用されているというふうにお聞きしましたが、現在あるかわねフォンなどは、何かそういったことに使えないでしょうかということ。それからもう一つは、ほかの町などでも実施していることを聞きますけれども、郵便の配達の方や生協、宅配の業者や新聞屋さん、ガスや電気の指針などの検査をされる方、こういった方の御協力をいただいて、そういったメーターの動きぐあいとか、新聞がちゃんと取り込まれているかどうかといったことのちょっとしたチェックによって、見守りが自然になされていくといったものを

報道などで見ましたけれども、そういったことを組織化し、情報が入ってくるような仕組みをつくれれば、そんなにお金がかからなくても安心感の提供ができていくのではないかと、また情報を収集できるのではないかと思いますけれども、そういったひとり暮らしの方への見守りという点につきまして、お聞きしたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） すみません、幾つかあったものですから、見守りと、それから緊急通報と、民間業者を利用した見守りの、それともう一つ、ごめんなさい、何でしたか。

○議長（中澤莊也君） 石山貴美夫君、先ほどの質問の趣旨について明確にお願いします。わかるように説明をお願いします。

よろしいですか。じゃ。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） すみません、それでは、一つずつ順を追って御説明をさせていただきます。

まず、ひとり暮らし等の高齢者の見守りにつきましては、地域包括支援センターが地区で担当割をつけてございますので、各地区の担当者が地域を回って、いわゆるアウトリーチと言いますけれども、地域のお年寄りを見守ってございます。

それから、地域包括支援センターの職員が月に1回、各地区の民生委員さんと懇談会を持っておりますので、そういった中でも、民生委員さんから、この人ちょっと気をつけてというようなお話があれば、当然訪問をさせていただいて、いろんな支援につなげていくというようなことはしてございます。

二つ目の特別養護老人ホームの待機の状況ですけれども、ごめんなさい、たしか今90弱だと思いましたがけれども、県の発表で、今回あかいしが30床増床をするということと、それからグループホームまつおかが9床グループホームを建てられましたので、ある程度緩和されてくるのかなというふうには考えてございます。

あと三つ目でございますけれども、緊急通報についての御質問がございました。緊急通報システムをかわねフォンに利用ができないかというようなことで、私どもも再三業者とちょっと打ち合わせをしてございますけれども、なかなかかわねフォンが、正直スリーステップですか、ですので、受話器を外して緊急ボタンを押して電話をかけるという、たしかスリーステップぐらいになっておりまして、果たしてうっと来たときに、そのスリーステップをしてできるかというところがなかなか難しいのではないかとということで、既存の今まで使っていたボタン一つ押せばかかるというような緊急通報を、そのまま継続をさせていただいてございます。これにつきましては、来年度少し見直しをしたいなというふうには考えてございますが、現状はそういう状況になってございます。

それから、例えばいろいろな民間の事業者さんと協定を結んで各種の見守りということでございますが、たしか平成24年、25年でしたか、川根本町も新聞業者、それからガス、電気

の検針の方と協定を結んでございます。もし何かありましたら包括のほうへ連絡が来るような仕組みをつくってございますので。そういった業者さん、以前もたしか新聞屋さんが倒れている人を発見して、大事に至らなかったというような事案が発生したというふうに記憶をしておりますけれども、そういった形はとらせていただいております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） すみません、ふなれな質問で申しわけありませんでした。ありがとうございます。大変安心いたしました。そのような形で見守りもなされているということでございます。

それから、続けて申しわけないんですけれども、こちらは3月8日の静岡新聞の広告なんですけれども、こちらには口腔ケアのことが書かれていまして、健康の生活というような題目で、がんの治療や肺炎予防など、口腔ケアが非常に重要だということを、静岡市立病院の消化器の先生の前田先生という方と、静岡がんセンターの百合草先生という方が説明をされている内容になっておりまして、口腔ケアをすることで、そうした病気になるリスクを非常に改善できるというような内容なわけですけれども、死亡の第3位は肺炎ということですが、口腔ケアでこちらでも確実に減らせるということだそうでございます。地元の歯科医の先生も口腔ケアの大切さを訴えておられまして、訪問看護師がこれから歯科医の先生の指示などを受けてやっていただくということも実施されていくのかもしれないけれども、現在、歯科衛生士の方などの対応もこれから必要になってくるのかなと考えるんですけれども、包括支援センターのほうにお伺いしましたら、一応対応はしてくださっているというふうに伺いましたが、十分に今現在足りているのかどうかということについて、少しお伺いしたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

まず、口腔ケアにつきましては、寝たきりや、それから認知症のリスクと深い関係があるというふうに言われてございます。当町におきましても、基本チェックリストと言いまして、4月当初に行います高齢者向けのアンケートがございまして、そういった中で、口腔ケアが必要な方に対しまして、歯科衛生士の協力を得て、通所や訪問による口腔指導を実施をしております。ちなみに、口腔指導につきましては、そのリスクの対象者が302名いらしたうちの76名がお受けいただいております。それから、それ以外に一般の高齢者に向けてお口の教室というのを2回で、今現在35人、今年度もう1回やる予定でございます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

これにまた関連いたしまして、町内の介護施設や訪問介護の方は大変献身的に介護業務を

してくださっており、ありがたく心から感謝申し上げたいと思います。

今、町内の介護士、ヘルパーは足りているのでしょうか。聞くところでは少し不足状況だというふうにお聞きします。将来的にもこういった不足が続きますと、在宅も施設のほうでも非常に心配が予想されます。また、施設のほうでは介護士だけでなく、そのほかにも関連の人材が不足しているのではないかというふうに、お伺いも少ししました。そうなるとう受け入れもできなくなってくると、もっと困ることになりますので、現在、先ほどのお話のように入所をお待ちの方もいらっしゃる状況の中で、緊急的にこうした介護士とかそういったことの働く人材という方のことについて対策を立てなくてはいけないと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 御質問にお答えをいたします。

まず、介護福祉士についてでございますけれども、幸いにも今回開設をしましたグループホーム、それから増床した特別養護老人ホームにつきましては、何とか確保できたというふうに伺っております。しかし、議員おっしゃるように、介護職の問題につきましては、全国的にも不足をしております。この問題につきましては、なかなか特効薬というものはないのかもしれませんが、今後も引き続きまして関係機関と連携をして、その確保に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） どうもありがとうございました。

ここで視点を少し変えまして、今、町として大変教育に力を注いでいただいております。町長よりもそのお話も伺ったところでございますけれども、人材の育成、魅力化といった事業で蓄積されてきているノウハウをですね、こちらの今のお話のようなほうにもお使いいただくというような連携はいかがでしょうか。現在足りない理学療法士とか歯科衛生士、また介護士など、必要不可欠な医療・介護の資格を持つ人材をこれから町が新たに支援して育て、町で働いてもらうという仕組みづくりを考えていただけないかなと考えます。

もう一つの案といたしましては……

○議長（中澤莊也君） 一つずつ、一問一答方式でお願いいたします。

今の質問に対して、行政側。

企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、今の御質問にお答えしたいと思います。

広く人材育成ということで、資格云々ということじゃないんですけれども、人材育成の補助金がある中で、資格の取得というところまでいかないんですけれども、今後そういう、議員おっしゃった資格の取得については、やっぱり関係機関と調整をして、既存の補助金で対

応できるものは対応していく、できなければ関係機関と調整して、これは民間の関係機関も含まれますけれども、そういうふうに対応はしていくことが重要かと思います。

また、今おっしゃった移住・定住ということにつきましては、福祉人材に限らず、現在移住を検討されていて相談される方の一番の町の課題としては、住宅の確保でございます。来たくても住宅がないということで、総合窓口は企画で承っております。その中で企画課としては、空き家バンク、7件ほどの登録しかないんですけれども、これを御紹介しておりますが、本年度1件成立しまして、4月にもう1件ほど成立の予定でございます。ただ、この物件が、登録された方がほとんど売り物件を希望されているということで、貸すということが余り少ないです。どのように対応しているかということ、NPO法人とかいろんな方に御紹介して、民民で紹介して何件か移住された方があると思います。それにつきましては、平成30年度から新たに空き家バンクの登録物件の促進のために、空き家の清掃の助成を開始させていただくように、当初予算に盛り込ませていただいております。

そういうことで、空き家物件の登録の促進をして、できるだけ多く御紹介できるような物件を確保したいというふうに考えています。その上で専門的な人材の確保のアプローチということで、これにつきましては、先ほど福祉人材も含めまして、担当課と相談して、こちらに相談されたら住宅の御紹介というような連携がとれるようなことで進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ連携をとっていただいて、そういった方に来ていただけるような対策を立てていただければありがたいと思います。

そのことで、今、新たにということ、学校とかで資格を取ることの部分でお話したんですけれども、もう一つは、今既に社会人になられている方が資格制度を新たに別に資格を取りまして、講習会や塾などを使って相談に乗って、町で手助けをして資格を取っていただくと。そして、その見返りにこの町で働いていただくというようなことで、もっと積極的に資格を取っていただけるような対策というのを、既に今もそういったことをされているというふうには聞きますが、まだちょっと受講者が少ないという傾向のようですので、もう少しそこを手厚くしてあげて、もっと積極的につくろうという形でしていけば、もう少し受講者が増えたり、もっと簡単に資格をもっと有利に取れるような手助けをしてあげられないかなというふうに考えます。それが非常に町にとって大切なことだと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、介護職のほうでございますけれども、初任者研修に対する補助というのを私どものほうでさせていただいております、5万円を上限にさせていただいて、予算上は何人か受

けられるようにとったんですけれども、実際には昨年もお一人の応募だったということでございます。

それ以外にということでございますけれども、県のほうになるんですけれども、県の社会福祉協議会のほうで介護福祉士の就学資金の貸付制度というのがございます。こちらのほうは、学生に限らずなんですけれども、そういった専門の学校に行かれた場合に、学費を、奨学金ですので、とりあえずは貸し付けをさせてもらいますけれども、その後、県内でお仕事をされたら、それも5年以上お仕事につかれた場合には返済が免除されるという制度が既に県のほうでございますので、こういったものをもう少し、県社協のほうにも申し上げたんですけれども、広くPRをされてはどうかというお話もさせていただきましたけれども、今のところ、何かこのチラシをいわゆる専門学校にしか渡していないというものですから。そうしたものは広くPRをしていただくようお願いをさせていただきました。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ一人でも多くのそういった福祉関連の人材をつくっていただきたいと考えます。

また、移住ということで、要はほかの町で実際に成功事例もあるようです。こういった福祉関連の人材を、既にもう仕事についている社会人や、そしてまた、大学や専門学校などの就職の担当や学生さんたちにも積極的に声をかけていただいて、こんな環境のすばらしい、お茶がおいしい魅力のある川根本町に移住して、その資格を存分に活用していただいて、ここで住んでいただくといえれば一挙両得で、町にとっても大変ありがたいような形になるわけですので。そういった事業を実際にされている町もあって、ちょっと見ましたら、そういう町でも、何人かの方が移住されて、実際にそういった福祉関係に勤務されているという実績もあるように聞きましたので。私たちの町もぜひこれからお願いしていきたいなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

毎年各地区のほうから、区のほうから要望があるということで、それに対して非常に忙しい中で、また新たな別の事業ということで対応していただいているということに、本当にありがとうございます。建設課のほうでそれをお受けになられて対応していくということのお話を先ほど伺いました。

町にとりまして、一般の企業などでもそうなんですけれども、民間の企業などでは商品についての消費者の意見や苦情処理といったことは、企業のもう現在は非常に存亡とか信頼に大きく影響し、そこから学んでいこうというような考え方が民間の企業のほうでは言われていると聞きます。決してこれは苦情処理ではありませんけれども、生きた情報であります。そういうことですので、町にとりましてこういった要望の事項ということは、もう非常にそういう意味で大切なことが隠されていることも可能性はあると思います。この対応によって、本当に町への信頼も高まりもするし、失いもするということですので、本当に担当課の

方は本当に大変だと思いますけれども、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、よその町では、すぐやる課とか、そういったことで、即対応ということに重点を置いているところもあるとお聞きしました。区からの要望に対する応えということは、非常に大きな波及効果を持っていると思ひます。区民の目にすぐ見えて非常に感謝されることですので、即対応していただくということが非常に大事なことかなと思ひますが、その辺、町長、いかがお考えでしょうか。お願ひいたします。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の感覚でいきますと、区長が全て取り仕切って対応するというような話に聞こえたかもしれませんが、実は私、就任以来、職員が地元に戻った場合には区民として一生懸命いろんな情報を集めるようにということをお願いしております。それで職員がいろんな状況を知りながら、それを私どもに上げてくるという形が一番わかりやすく、すぐやる課の一番の最前線であるというようなことを申し上げておるものですから。職員に区で言うていただくことが必要かなというふうに思っております。

それには当然ながら、議員の皆さんにも一緒になって対応をお願いしたいというふうに思ひます。それは職員には徹底して対応をするようにということ、申し伝えてあります。

○議長（中澤莊也君） 石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 大変ありがとうございます。非常にすぐやる課をつくった市でも、それをやめて、もうすぐやるのは当たり前だと、各課が。そういうことでやめたというところも事例を聞きましてけれども、まさにそれをもう先にやったださっているということで、ありがたいなと思ひます。

また、これに関連しまして、実は地元の元藤川のことなんですけれども、昨年10月に台風21号の影響ですか、雨の影響で非常に局地的に大雨が降りまして、深夜から朝にかけての豪雨で西平という地区の土砂の流出が起りまして、畑や人家にまで土砂が入るというような被害が起りまして、早朝から区の役員や消防団関係者が一斉に出て、土砂の撤去や排水など、作業をいたしました。

緊急的に建設課の敏速な対応をいただいて、数日間で周辺の道路とか全てきれいに対応されまして、本当に感謝したいと思ひます。その場所は大札山の登山道と林道が町道にぶつかっているところの傾斜地でありまして、下にはひとり暮らしの女性のお宅が1軒、その下にも何軒かの家が縦に並んでいるという傾斜地でありまして、現場を見ると、もう何かあると非常に危ないなという状況がわかります。区からもこれは要望が出ているとは思ひますけれども、ひとり暮らしの方は、大雨のときなどはもちろん避難場所へ避難するというようなことも対策をとってくださっておりますけれども、それほどの大雨かどうかかわからないような状況のときにも、ひとり暮らしなどでは余計に大変不安な気持ちになっていて、雨が降るとちょっと夜も眠れなくなってしまうというようなこともお聞きしました。非常に心が痛む思ひがします。

これからまたお茶が終わりますと、雨の季節がまたやってきますので、何とかその対応を、区のほうから要望のあるような対応を早急にお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 具体的に全体的な回答といえますか、建設課としては町全体としての回答になりますけれども、危険な箇所につきましては、町全体では多いわけですが、その対応につきましては、地元の方と相談しながら、安心安全の対策を可能な範囲で、町ばかりでなくて、県にお願いすることも必要な場合もありますけれども、県と進めていきたいと思っております。

今回、今、議員のほうからお話のありました台風の関係なんですけれども、このときには6時間、22日の21時から23日の3時までの6時間で、176ミリの雨を記録しています。最大時間雨量は49ミリでした。台風につきましては、事前に台風の気象情報により、台風の進路等、かなり前からわかります。冒頭、議員の転ばぬ先のつえというような言葉もありましたけれども、全ての災害を防ぐためのハード整備、これにつきましては時間も費用も非常にがかかります。防災の基本は、自分の身は自分で守るということにありますので、災害で被害に遭わないよう、安全な場所に早目に避難することも、行動の一つとして御家族や地域で検討することも考えていただければと思います。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

これから本当に大雨とか集中豪雨といったことが全国各地で報道されます。そのたびに非常に不安な気持ちになりますし、一たびそういった前例のあったところは、もうそこに住んでいる方の気持ちを察しますと、本当に心配になりますので、ぜひよろしく願いいたします。

また、このときに、同時に畑のほうにも土砂が流入してしまいました。町のほうの補助をいただきまして鳥獣害の電柵などもしてあったところなんですけれども、それらも埋まってしまうというような状況で、もちろん個人的にこつこつと復旧をしておられますけれども、そういった場合の小さな災害と、小さいと言っていいかわかりませんが、そういった畑のところに土砂が入ってしまったというようなことは、大災害ではありませんので、何かそういった法的なものはないのだとは思いますが、住民に感謝される、町が町民に感謝されるということで、どうすれば町が安心して感謝されるような町になるかというような観点で、住民に優しい御対応、町に対する信頼、安心してこの町に住み続けられるという判断の分かれ道といえますか、そういったことにもなりますので、ぜひとも地道な小さな対応ですが、災害を受けた、そういった畑のほうにもきめ細かな御対応がいただければありがたいこととございますけれども、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 今、茶園に土砂が流入したという事例があるということで、農林課といたしましては畑を守っていただきたいということで、現在の制度としては、茶園の改植、それから違う作物に転換する事業もありますので、そちらを使って再生をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。またぜひそういったことも御対応をいろいろと御提案を、優しい御提案をお願いしたいと思います。

私たち町民が落ちついた暮らしができて、安心して年を重ねていけますようにということから、幾つか質問をさせていただきました。これからもどうか御配慮をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

先日、20日には国道362号線青部バイパスが多くの皆様のおかげでめでたく開通いたしまして、私たちの町は新しい段階に入った実感がいたしております。いよいよ新年度に入りますけれども、来る平成30年度が町にとりまして希望の多い年度でありますように、また目前の新茶が万事よい茶時となりますよう祈念いたしまして、石山の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中澤莊也君） これで石山貴美夫君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩とし、再開は1時からとします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇

◎日程第2 議案第3号 川根本町し尿処理施設条例の制定について

○議長（中澤莊也君） 日程第2、議案第3号、川根本町し尿処理施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、藺田靖邦君。

○第1常任委員長（藺田靖邦君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月2日の本会議において、議案第3号、川根本町し尿処理施設条例の制定についての付託を受け審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査は、平成30年3月13日火曜日午前9時から11時まで、同じく第1常任委員会に審査を付託された議案第6号と議案第7号とあわせて審査を実施いたしました。審査の場所は、川根本町役場本庁3階大会議室です。

出席者は、第1常任委員会委員6名全員に御出席いただきました。また傍聴者は第2常任委員会の委員5名と一般傍聴者が1名となっておりますが、2名でした。訂正してください。また森副町長をはじめ、議案第3号の説明者として、梶山くらし環境課長、太田生活環境室長の御出席をいただきました。

議案第3号は、平成30年3月31日をもって川根地区広域施設組合が解散することに伴い、し尿処理施設クリーンピュア川根が、同年4月1日から川根本町単独で施設運営を行うための規定を設けるものです。

審査は、担当から条文の詳細説明を受け、それに対して質疑、応答という形で進めていきました。

主な内容を抜粋して報告しますが、今回、この議案第3号に対しての質疑は1件だけでしたので、2ページ目になるんですが、ごらんいただきたいと思いますが、質問としては、島田市から希望があった場合には受け入れをどうするのかという質問でございました。回答としては、すぐ受け入れることはないが、災害、施設の故障等でお互いのし尿処理施設が処理不能になった場合などには、相互に協力・連携をするという合意は得ているということです。

以上であります。

審査の後は討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案第3号の委員会付託に関する第1常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号、川根本町し尿処理施設条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第3号、川根本町し尿処理施設条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第4号 川根本町特別奨学金給付条例の制定について

◎日程第4 議案第5号 川根本町特別奨学金貸与条例の制定について

○議長(中澤莊也君) 日程第3、議案第4号、川根本町特別奨学金給付条例の制定についてから日程第4、議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定についてを一括議題とします。御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第4号、川根本町特別奨学金給付条例の制定についてから日程第4、議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定についてを一括議題とします。

本案について第2常任委員長の報告を求めます。第2常任委員長、坂本政司君。

○第2常任委員長(坂本政司君) それでは、本定例会で第2常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月2日の本会議において、議案第4号、川根本町特別奨学金給付条例の制定について及び議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定についての2件について付託を受け、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第4号の審査については、平成30年3月13日火曜日午後1時から午後3時15分までと、3月22日木曜日午前10時45分から11時10分までの2日間で審査を実施いたしました。審査の場所は、川根本町役場本庁3階大会議室です。

出席者は、第2常任委員会委員6名全員、オブザーバーとして中澤議長に御出席いただきました。また傍聴者は、13日が第1常任委員会の委員5名と一般傍聴者が1名、22日が第1常任委員会の委員5名と一般傍聴者が2名でした。

また、13日の審査では、副町長をはじめ、説明員として森下教育総務課長、22日の審査で

は、町長、副町長、教育長にも御出席いただき、説明員として森下教育総務課長、宮島管理主事の御出席をいただきました。

議案第4号は、県立川根高校の魅力化推進のため、新たに給付型特別奨学金制度を創設するための規定を設けたものです。

審査は、担当から条文の詳細説明を受け、それに対して質疑、応答という形で進めていきました。

主たる内容を抜粋して報告いたします。

第2常任委員会の審査報告の2ページをごらんください。

まず、質問ですが、給付型入学一時金及び給付型奨学金の支給対象はどのように決めるのかという質問に対し、入学一時金については、中学校から提出される調査書をもって判断する。給付型奨学金については、2学期までの成績が出たところで、3学期中に申請していただき、判断する。

少し飛びます。質問、連携中学校の生徒と川根留学生の金額に差をつけた理由は。回答、連携中学校からの入学を推進するため、金額に差をつけたという回答です。

飛びます。奨学金の給付時期はいつになるのかという質問に対しまして、高校とも相談しながら対応する。入学一時金については、5月調査を実施し支払う予定。給付型奨学金は2学期までの成績が出たところで、高校と連携しながら対応するという回答がありました。

最後になりますが、質問で、5教科評定平均4というのは大変レベルが高くないか。それに対しまして回答は、評定は各教科、観点別の評価項目があり、その評価をした上で数字が示される。全国一律の絶対評価であり、平均3.5、4.0という数字は大学進学を想定したものである。この数字は、高校に入ってから生徒の頑張りによって、奨学金制度を十分に使っただけの数値で設定しているという回答でした。

以上であります。

審査の後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案第4号の委員会付託に関する第2常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

引き続きまして、議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定についてです。

議案第4号と同じく、3月2日の本会議において、議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定についての付託を受け、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査は、3月13日火曜日午後1時から午後3時15分までの間で、議案第4号とあわせて審査を実施しました。

審査の場所、出席者、傍聴者、説明者は、3月13日火曜日の議案第4号の審査と同様です。議案第5号は、向上心に富みながら、経済的理由により修学が困難な者に対して、予算の

範囲内で学資を貸与することで、有意な人材育成を図り、町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である「特色ある教育を展開し、若者を中心とした人の流れをつくる」ための具体策とするため、貸与型の特別奨学金制度を創設するための規定を設けたものです。

審査は、担当課から詳細説明を受け、それに対して質疑、応答という形で進めていきました。

主たる内容を抜粋して報告いたします。

第2 常任委員会の審査報告書の3ページをごらんください。

まず、大学生の金額の違いは何かという質問に対しまして、教育の経費増等を考慮し、医科大学8万円、4年制大学5万円の定めをしたという回答でした。

少し飛びます。中段あたりになります。質問としまして、償還免除で、継続して住所を有する期間を5年とした根拠は何か。回答です。県の保育士養成のための奨学金制度等を参考に5年間とした。

下段のほうになります。質問で、高校で奨学金の貸与を受け、大学でも受けた場合の返済はどうなるのか。高校時に貸与を受けた奨学金は、大学卒業後に返済していただくことになる。大学在学中は猶予をする。

以上であります。

22日木曜日の審査後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案第5号の委員会付託に関する第2 常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（中澤 莊也君） 委員長報告が終わりました。

これから議案第4号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤 莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤 莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号、川根本町特別奨学金給付条例の制定については、委員長報告のとおり決定す

ることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町特別奨学金給付条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第6号 川根本町児童クラブ施設条例の制定について

○議長(中澤莊也君) 日程第5、議案第6号、川根本町児童クラブ施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、藺田靖邦君。

○第1常任委員長(藺田靖邦君) それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月2日の本会議において、議案第6号、川根本町児童クラブ施設条例の制定についての付託を受け、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査は、議案第3号と同日に同じ場所、出席者で審査を実施し、議案第6号の説明には、議案第3号の審査に引き続き、森副町長に御出席いただき、説明者として北原健康福祉課長、森下こども支援室主任主査の御出席をいただきました。

議案第6号は、平成30年4月に千頭地区に開設予定の川根本町児童クラブの施設の適切な管理運営に関する基本的事項を定めるものであります。

審査は、担当課から詳細説明を受け、それに対して質疑、応答という形で進めていきました。

主たる内容を抜粋して報告をいたします。

常任委員会審査報告書の3ページをごらんください。

まず、2点ほど質問、回答を私が言わせていただきます。

まず、1点目は、一番上のところで、平成28年度からかわね来風に委託しているが、受託事業者の資格条件等はあるかという質問に対しまして、回答は、支援員は、各クラブに10名ずつ配置しており、現在20名。支援員は県の講習を受講し登録を受けているということです。

2点目の質問、一つ飛んでいただきまして、条例中、休業日とは学校の休業日のことか。また、感染症が発生した場合の対応は、ということで、回答は、休業日とは、小中学校管理規則に規定する休業日のこと。また、第9条にはほかの者に感染させるおそれがあると認められる場合、原則利用を承諾しないことになっている。状況に応じた対応となるということで、あとはお目通しいただければいいと思います。

以上であります。

審査の後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上で議案第6号の委員会付託に関する第1常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号、川根本町児童クラブ施設条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第6号、川根本町児童クラブ施設条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第7号 川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定について

○議長(中澤莊也君) 日程第6、議案第7号、川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、藺田靖邦君。

○第1常任委員長(藺田靖邦君) たびたびですみません。それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月2日の本会議において、議案第7号、川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定についての付託を受け、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査は、議案第3号、議案第6号と同日に同じ場所、出席者で審査を実施し、議案第7号の説明には、議案第3号、議案第6号の審査に引き続き、森副町長に御出席いただき、説明者として海老名高齢者福祉課長の御出席をいただきました。

議案第7号は、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が県から市町に移譲されることに伴い、その基準等について定めるものであります。

審査は、担当課から詳細説明を受け、それに対して質疑、応答という形で進めていきました。

主たる内容を抜粋して報告いたします。

第1常任委員会の審査報告書の4ページをお開きください。

ここも二つほど質問、回答ということでお話しさせていただきます。

まず、一つ目、一番上の質問、居宅介護支援事業者に対する会計監査、運営の指導等ほど

うなるか。また、今後は特例居宅介護サービス計画費の支給など保険給付の対象となっていないものも給付の対象となるのかということで、回答が、県の研修を受け、指導監査は町に任される。特例介護サービスは、現在、町での実施はないが、今後必要になれば対応していかなければならない。

次の質問、一つ飛ばしていただきまして、質問が条例制定に伴い、対象となる人数はということで、回答、居宅介護サービス事業者は現在4社。介護認定を受けている方が約630人。そのうちケアプランを受けている人は、あかいしの郷40人、川音55人、まつおか薬局97人、小規模まつおか41人、小規模本川根30人、社会福祉協議会が126人。それ以外に町外の居宅、長期入所者等の方がいるということです。

あとはお目通しいただければと思います。

以上であります。

審査の後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案第7号の委員会付託に関する第1常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤莊也君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号、川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第7号、川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定

居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第 7 議案第 27号 平成30年度川根本町一般会計予算

◎日程第 8 議案第 28号 平成30年度川根本町国民健康保険事業
特別会計予算

◎日程第 9 議案第 29号 平成30年度川根本町後期高齢者医療事
業特別会計予算

◎日程第 10 議案第 30号 平成30年度川根本町介護保険事業特別
会計予算

◎日程第 11 議案第 31号 平成30年度川根本町簡易水道事業特別
会計予算

◎日程第 12 議案第 32号 平成30年度川根本町温泉事業特別会計
予算

◎日程第 13 議案第 33号 平成30年度川根本町訪問看護事業特別
会計予算

◎日程第 14 議案第 34号 平成30年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計予算

○議長（中澤莊也君） 日程第7、議案第27号、平成30年度川根本町一般会計予算から日程第14、議案第34号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長、菌田靖邦君。

○予算特別委員長（菌田靖邦君） それでは、たびたびすみません、会議規則第77条の規定により、予算特別委員会審査の経過と結果を報告いたします。

3月2日に開会した3月定例会において、一般会計及び七つの特別会計予算について、議長を除く11名の議員から成る予算特別委員会に付託されました。

3月2日の本会議終了後、正副委員長の選出と審査日程及び審査方法等を決定し、その後、総務課から平成30年度一般会計及び特別会計予算の総括説明を受けました。

各課、局ごとの詳しい審査は、3月5日から9日までの5日間、役場本庁3階の大会議室で行いました。

委員からは様々な質疑、要望、意見等が出され、町長はじめ、担当課からは、それに対する回答のほか、施策に対する考え方や方針等も示していただきました。

審査は、提出いただいた資料や担当課長や職員の的を射た説明、また、委員の皆様方の御協力により円滑に進めることができました。この場をおかりしてお礼申し上げます。

また、鈴木町長、森副町長、大橋教育長には、公務御多忙にもかかわらず委員会に出席いただき、町の抱える様々な課題等に対しまして真摯な御答弁をいただきました。大変内容の充実した委員会となったことに対し、改めてお礼申し上げます。

3月12日は現地調査を行い、その後、委員会での採決を行いました。採決の結果を、報告を先にさせていただきます。

議案第27号、平成30年度川根本町一般会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第28号、平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第29号、平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第30号、平成30年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第31号、平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第32号、平成30年度川根本町温泉事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第33号、平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第34号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

次に、審査における質問、意見、要望等について、幾つかを抜粋して報告いたします。詳細につきましては、お手元に配付しました委員会審査報告書をごらんください。

全てを読み上げるわけではないですので、抜粋して読ませさせていただきます。

まず、3ページ、農林課から始まりましたので、農林課から読ませさせていただきます。

6款農林水産業費、1目の農業委員会費の質問で、1節報償、農業委員会報酬には、農地利用最適化推進委員の報酬も含まれているかという質問に対して、含まれている。農業委員11名、農地利用最適化推進委員8名、計19名の報酬である。

3目の農業振興費、19節負担金補助及び交付金、農産物出荷事業費補助金の出荷品目（実績）はということで、出荷品目は様々だが、出荷が多いものは、生しいたけ3万8,848個、白菜4,492個、イチジク3,018個、トウモロコシ2,156個が主なものであるということです。

次に、8目茶茗館運営費へ移ってください。二つ目の質問、茶茗館運営の方針で、さらなる茶茗館の方向づけ、次の時代の研究はということで、昨年度、上海から若手経営者、台湾の高校生などの来館があったりしたが、島田にできるお茶のミュージアムと連携し、情報を

つかんでいきたいということです。

4ページめくってください。

6款2項2目林業振興費の真ん中のところですか。有害鳥獣の捕獲実績はということで、平成29年度、猿が70頭、イノシシ135頭、鹿232頭、小型動物130頭、熊2頭ということです。

次へ移ります。

5ページ、会計課、2款1項11目会計管理費のことだけですので、ここを読み上げます。指定金融機関の統合により影響はあるのかということで、統合しても支店として存続していく方向であると聞いているので、特に影響はない。現状のままと考えるということです。

次に、議会事務局、1款1項1目の問い、議会費に対して事務局を中心とした対応が増えているが、今後事務局職員の増員はないかという問いに対して、職員配置については他部署への対応もあり、現状では考えられない。議員には御理解をいただきたいということです。

次、7ページに移りまして、税務住民課、一般会計からです。2款6項1目は税務総務費です。13節の法人住民税電算業務委託料が前年度より増えた原因は何かということで、元号変更対応の予算措置を早くとっているということの増額だそうです。

次に、13節で、やはり滞納整理機構に移管することでの効果はという一番下ですが、滞納整理機構へは、町が抱える徴収困難な案件をリストアップした中から移管している。徴収の専門的な知識を駆使しての対応により、納付されるケースも多いということです。

次に、そのページの3款1項7目後期高齢者医療費のところ、人間ドックの助成額を変更ということだが、7割助成を一人2万円とするのかという質問に対して、検査の種類により町からの助成額を定額としたいということです。

次に、税務住民課の後期高齢医療事業特別会計です。これは、質問は最後の2目普通徴収保険料ということで、質問が、後期高齢者一人当たりの負担が上がるという報道等があるが、傾向はつかんでいるのかということで、回答が、後期高齢者の保険料は2年ごとに見直しされる。平成30年度からは、均等割が900円アップの4万400円となる。所得割は7.85%で据置きということです。

次は、税務住民課の国民健康保険事業特別会計に入ります。

めくっていただいて10ページです。

5款2項1目保健事業活動費の全体的な質問として、2番目、広域化のことです。広域化のメリットをどのように考えているか。今後一般会計からの補てんがなくなれば国保税に反映されてくると思うが、被保険者の負担は増となるのかという質問に対して、広域化により国保税が上がるということはない。一般会計からの繰り入れは、現段階では県運営方針に沿って将来的にはなくす方向で進めるが、今後二、三年経過しなければ県でも予想がつかないという状況。今後も支払準備基金を活用し、医療費と保険税のバランスを考慮し、保険税等は運営協議会で協議し、決定していくということです。

次に、11ページ、建設課です。

6款1項10目地籍調査事業費です。13節委託料、地籍調査委託料については、地籍調査は今後委託で実施していくのかという質問に対し、業者には委託はするが、職員が主となり管理し、業務の指示をして進めていく。

次、飛んでいただきまして、8款1項1目土木総務費、19節負担金補助及び交付金、定住促進住宅建設事業費補助金の補助対象は、若者定住促進住宅入居者や移住された方が対象なのかという質問に対して、移住者や若者定住住宅に住んでいる方を限定とした補助金ではなく、現在、町に住んでいる方が家を建て替える場合の補助の対象となるということです。

次が2項1目道路維持費のところ、13節です。委託料、小規模修繕委託料の小規模とはどういうものかということで、道路舗装にできた穴の修繕や崩土の除去などに対応するもので、町内業者と単価契約により、原則50万円に満たないものが該当となるということです。

11ページをお目通しいただきまして、そこまでです。

次、13ページです。

企画課です。2款2項1目企画総務費で、8節の2番目、ふるさと納税の寄附金と返礼品の経費のバランスはという質問に対しまして、経費が約4割の支出。残り6割となっており、大切にに使わせていただくということです。

その目で13節、一番下です。委託料、青部駅周辺土地開発調査業務委託料、青部駅周辺の利活用検討における利活用検討委員会との関係はどうかという質問に対しまして、利活用検討委員会の委員を通じて地元住民から意見をもらい、委託調査に参画する専門分野における意見をいただくもの。委員会には金融機関の地方創生担当者にも入っていただいているということです。

次、2目まちづくり事業費の19節負担金補助及び交付金、地域づくり活動事業費補助金の対象者はということで、5人以上の構成員を有し、過半数が町内在住、在勤、在学している団体を対象としている。近年では、マウンテンマラソンが実績として支出している。補助率は10分の8以内で、補助の上限は平成30年度から50万円としたということです。

企画は以上で、次は高齢者福祉課のまず一般会計から。

3-1-3 高齢者福祉費、20節です。扶助費、福祉介護手当について支給基準は国・県の基準等に準じているのかということで、各市町でも実施しているものではない。介護保険の入所サービスを受けていない方が対象で、自宅で介護する方への支援として給付しているものであるということです。

あと一つ、4目の介護保険費、19節ですが、負担金補助及び交付金、介護職員初任者研修奨励金を予算計上しているが、町内の介護職員を増やす具体的な方策は考えているのか、ここは一般質問で出たんですが、予算では5名分を確保している。平成29年度の実績は1名。条件等を緩和するなどの対応も必要と思うが、課内で検討を進めていきたいということです。

次に、15ページ、高齢者福祉課の介護保険事業の特会です。

2款1項1目19節を見てください。負担金補助及び交付金、居宅介護サービス費が減少し

ているがその要因は。当町では、在宅より施設給付のほうが高目になる傾向はある。高齢者のひとり暮らしや老老介護などになってしまうと、やむを得ず施設入所となってしまう、居宅介護が減少する状況となっているのではないかということです。

次に、飛んでいただきまして、5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の13節委託料、委託料はちょっと多いんですけども、総合事業通所（訪問）型サービスC委託料で、当町にリハビリができる施設はあるのかということで、これも先ほどリハビリのことをちょっと一般質問で出たんですが、町内にはなく、現在は町外のデイサービス施設にいる針灸マッサージ師に依頼しているということです。

介護保険事業はそこまでです。

次に、高齢者福祉課、新しい特会で、訪問看護事業特別会計に移ります。

1款1項1目訪問看護事業費についての、これも一般質問で出たことが多いんですが、一つだけ真ん中のところで、訪問看護事業の担当部局はどこに置くのかということで、地域包括支援センターとともに、役場内に配置したい。先ほどの課長の答弁のとおりです。

次に、情報政策課に行きます。

18ページめくってください。

2款3項1目情報政策費、13節の委託料、セキュリティクラウド運用保守業務委託料が新たに予算計上され、平成29年度予算19節の静岡県セキュリティクラウド負担金が予算計上されていないがという質問に対して、セキュリティクラウド負担金と12節の通信運搬費を合算し、新たに委託料に予算科目を設定したための科目ということです。

次に、14節の使用料及び賃借料、その他借り上げ料の内容はということで、毎年予算計上されているものであるが、高度情報基盤整備に伴いケーブルの電柱等への共架料であるということ。

もう一つ、2目の広報広聴費、ホームページの更新は以前指摘したが、状況はということで、平成29年度にホームページをリニューアルした。現在は各担当課で記事を作成、情報政策課で承認していくという形で行っている。月30から50件、1日1件以上のペースで記事は更新しているということです。

次が19ページ、観光商工課に移ってください。

総務費等をちょっと飛ばしまして、7款1項2目商工業振興費へ行きます。19節、2番目を読み上げます。負担金補助及び交付金、住宅リフォーム事業費補助金の実績はということで、平成26年度63件、平成27年度61件、平成28年度60件、平成29年度は、3月現時点で60件前後の申請があったということです。

次、3目ユネスコエコパーク推進費ということで、一つ目のユネスコエコパークの拠点として何か考えているのかという質問で、山岳図書館（寸又峡）、資料館やまびこ、長島ダムふれあい館、フォーレなかかわね茶茗館の4施設を情報発信施設として指定している。新たに整備計画はないということです。

次、20ページめくってください。

7款1項4目観光費で19節の二つ目、SLフェスタのことですが、負担金補助及び交付金、SLフェスタ開催負担金の内容はということで、SLフェスタは新金谷会場で10月、千頭会場で3月に開催される。2市町の観光にも効果的であるということで、400万円を負担している。なお、島田市は600万円の負担となっている。

次、5目ウッドハウスおろくぼの運営費のところ、ウッドハウスおろくぼ指定管理者への委託内容についてということで、管理計画を提案し、その提案に基づき管理運営をしているが、過去の集客数の実績を目標に定め、実現するために具体的に何を求めるのか求めていく作業を行う。管理面では、ゴミ出し方など再三にわたり注意を受けている。管理人の配置等も含め、具体的措置を提出させ、以前より厳しいチェックをしているということです。

最後の8目の音戯の郷運営費、入場者の実績が前年度よりかなり増加しているが、その要因は何かということで、基本的には定着してきたと思っている。いろんな指導、指示の中、人数が増えてきた面もあるが、トーマスフェアとの相乗効果と、多様な企画があり、大井川鐵道、観光協会、観光商工課との連携ができていることもあるということです。

観光商工課の温泉事業特会に移ります。

一つ、1款1項1目一般管理費の中で1節の報酬審議会を開催していないが、審議会の活動内容はということで、温泉を新規に引きたい。温泉事業に係る抜本的な工事、大型施設改修あるいは諸問題が発生した際に対応していく。案件がなかったことで開催していないという回答です。

次、22ページ、教育総務課へ行ってください。

10款1項3目の13節のところ、中学生及び高校生海外研修事業委託料、カナダ研修とインド研修への参加についての質問に対して、カナダ研修とインド研修は趣旨が違う。中学時にカナダ研修に参加し、高校のときに改めて参加する場合には、負担金について5割の負担をお願いしている。また、カナダ研修に参加した生徒がインド研修に参加することも想定しているということです。

5目の地域若者教育推進費。13節、一番上です。委託料、川根高校スクールバス運行管理業務委託料、運行経路と島田方面へ通学する高校生及び川根留学生の利用状況についての質問に対して、運行経路の変更はない。朝、千頭駅を出発し家山駅へ戻ってくる経路。川根高校以外の生徒利用は16人で、昨年4月から今年2月までの利用者は延べ163人。川根留学生の利用は、島田、藤枝方面から通学する生徒の利用者は4人ということです。

次に、10款1項5目19節負担金補助及び交付金、川根高校後援会活動事業費補助金についてのところで、生徒募集関係、教育活動援助、部活動振興、教育環境の改善、整備等の事業に対する補助金で、生徒募集事業への補助金分では、南麓寮及び下宿の生徒に対して一人3万円の12カ月分。南麓寮生徒は16人、下宿生徒3名の合計19名分を予算計上しているということです。

次に、中学校費へいきます。

3項2目の教育振興費、14節の使用料及び賃借料、パソコン等借り上げ料、生徒数が減少している中で、パソコン、タブレット等はリースではなく、購入したらどうかということで、生徒数の減によりパソコン等の台数が減るということはない。リースが残っている各学校のパソコン等は現在合計160台。平成30年度中にリースアップするものが30台ある。その他に平成31年度中に26台、32年に36台、33年に68台ある。リース償還経費を予算計上しているということです。

給食をちょっとやります。

5項4目の学校給食費、お茶のことを扱っているものですから、一番下の給食ではどのようにお茶を扱っているかということで、飲料用としてセンターから各学校に提供。学校では、夏は冷たくしてキーパーで置いている。給食の献立の食材として使用もしているということです。

次、24ページ、くらし環境課の一般会計へいきます。

2款5項1目環境総務費の19節の2番目、負担金補助及び交付金、クリーンエネルギー機器導入促進事業費補助金の見込み件数はということで、太陽光発電10件、太陽熱温水器、ヒートポンプ型給湯器31件、ハイブリッド型給湯器が2件、潜熱回収型給湯器6件を見込んでいる予算計上だそうです。

次に、2目の路線バス対策費、13節委託料、町営バス路線運行管理業務委託料は入札で委託しているが、毎年入札により決定するのかということで、回答は、4月1日からの運行となることから、債務負担行為により予算措置を行い、4月当初に入札執行し、業務委託を締結しているということです。

次は、25ページに飛んでください。

4款1項6目の猫の去勢、避妊の助成実績はということで、平成28年度、去勢は17件、避妊20件で合計37件、平成29年度は3月8日現在で去勢が13件、避妊が21件の助成実績があるそうです。

次に、2項1目塵芥処理費ということで、13節委託料、一般廃棄物処理委託料、田代環境プラザへのごみの搬入量の制限等はあるのかという質問に対して、回答が、田代環境プラザの1日のごみ搬入量処理能力は、2台稼働で148トン。当町は年間1,500トンで、投入量の物理的、数値的な制限はないということです。

次に、8款4項1目、一番下です。町営住宅等管理費で、19節負担金補助及び交付金、住宅共益費助成金、予算増額の理由は、入居者が少なく、一人当たりの負担が増えることに伴う増額かということで、回答が、空き住居に対する入居者の負担を減らすための助成制度。空き住戸が多く予算増額の対応をしたが、現在、空き住戸が入居申し込みにより減ってきている現状であるため、予算執行に当たっては減ってくる見込みであるという判断です。

次、26ページ、くらし環境課の簡易水道事業特別会計です。

1款1項1目一般管理費で、13節、一番上です。公営企業会計システム保守委託料、公営企業会計への移行状況はということで、回答は、平成31年まで国からの通知で延長ということになっている、平成28年度の公営企業会計移行検討業務で行った20年間のシミュレーションの結果を踏まえ、現在、県と協議しながら進めている状況ということです。

簡水は1個にします。

次に、健康福祉課の一般会計です。

27ページ、3款1項1目社会福祉総務費の13節の2番目です。委託料、創造と生きがいの湯管理委託料、施設の年間利用者数は何人かということで、28年度7,772名、29年1月現在で6,190人の利用があるということです。

2項4目の児童措置費、20節の扶助費、児童手当、平成29年度の出生人数は何人か把握しているかということで、2月末現在で12名ということです。

あとは飛んでください。

次の28ページ、4款1項5目母子保健費で、ここも委託料です。産後ケア事業委託料で、産後の初期段階における支援との説明だが、どういうものかということで、産婦健康診査は、産後鬱の予防や新生児の虐待予防を図るため、産婦健康診査にかかわる協定書に基づき、協定を締結した病院、診療所、助産所に委託して、産後2週間、産後1カ月など、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査ということです。

次に、健康福祉課のいやしの里診療所特別会計です。

1款1項1目一般管理費の19節負担金補助及び交付金、ふじのくにネット負担金とはどういうものかという質問に対して、ふじのくにバーチャルメガホスピタルの利用料であるということです。

ここは以上です。

続いて、総務課に入ります。

30ページです。

2款1項1目一般管理費、1節の報酬、行政改革推進委員会委員報酬、最近の行革の内容、必要性、傾向はという質問に対して、行革については、29年度が一つの区切りとなっている。第3期集中改革プラン、行革推進計画がスタートするが、役場業務における指針、マニュアルを定め、それに従い行政運営を図るためにはどうするかなど検討して取り組んでいきたいということです。

次に、3目財政管理費、13節委託料です。統一基準財務書類作成業務委託料、予算が増えた理由と複式簿記への移行についてという質問に対して、決算状況については、現在28年度決算を複式に変換する作業を実施しており、今年度中に完成。順次、複式に変換していく。予算額の増については、平成27年度から準備を進めているが、29年度予算は作成システムの保守料であり、平成30年度財務書類作成のための経費が上乗せされていることによる増額ということです。

次に、31ページへ行ってください。

2款1項7目山村開発センター等運営費の13節委託料、山村開発センターの特殊建築物の管理点検検査委託料予算は計上しなくていいのかということで、回答が、13節建築設備定期検査報告業務委託料に特殊建築物にかかわる調査予算も含まれているということです。

次、9目の自治会振興費ですが、全体的な質問でして、地区集会所について、消防の立入検査において消防計画書の提出を求められていると思うが、各区の対応は大丈夫かという質問に対しまして、防災管理者講習会の受講等については既に案内させていただき、各区で講習を受講している、すぐ対応できる体制は整えているということです。

次に、12目の総合支所管理費の11節需用費、修繕料の内容は建物の修繕料なのかということで、修繕料は支所管理の公用車の点検、車検等の費用で172万3,000円。施設は建設間もないが、枠で15万円の予算を計上させていただいているということです。

次に、9款1項2目非常備消防費のところ、一番下ですが、負担金補助及び交付金、全国女性消防団活性化大会負担金とはどのようなものかということで、全国的に総務省推薦で女性の力を消防団活動に役立てていきたいという形で、当町も現在1名、平成30年度からは新たに2名の団員が4月1日に辞令を受ける。女性消防団員としての活動等について研さんしていくための大会への負担金であるということです。

次に、9款1項3目、次のページ、32ページで、消防施設費、15節、平成30年度の工事予定を教えてくださいということで、高郷地区の消火栓工事、西地名地区の消火栓設置工事で359万2,000円、道路改良に伴う工事。耐震性貯水槽は、梅高、田野口地区への整備で1,751万2,000円。西地名地区防火水槽の解体と6分団2部（上長尾）詰所建設に伴う旧消防詰所の解体工事で385万6,000円ということです。

次に、最後になります。

社会教育課、10款4項1目の社会教育総務費、8節報償費、放課後子ども総合プラン運営委員会委員報償費と放課後子供教室安全管理員コーディネーター報償費についての質問で、健康福祉課の放課後児童クラブ事業とは違うもので、社会教育課の事業として学校で行っている放課後子供教室の実施について年2回ほどの委員会を開催している。コーディネーターは、同教室の年間計画の作成、運営をお願いしているということです。

次に、3目資料館運営費です。全体的な質問を通しまして、施設スタッフが一生懸命取り組んでおり、町内外にPRするなどして、施設の有効活用をお願いしたいという要望です。各区で行う生涯学習事業や小中学生等が授業などで利用できる環境プログラムの作成を計画し、施設の有効活用のため対応していく。

次、4目文化館運営費です。14節の質問で、使用料及び賃借料、その他使用料（著作権使用料）文化会館で実施する事業への影響はということで、予算計上しているものは、生涯学習講座や自主事業の際に使用する楽曲への著作権料で、報道等がされているレッスン等の関係で、現在のところ該当事業がなく、対応はしていないということです。

最後の海洋センター運営費、34ページになりますが、2番目の質問です。建物修繕等でB&G財団から助成があると思うが、現在の補助のランクはということで、川根本町の海洋センターは、運営状況から特Aクラスの指定を受けている。事業費に対しては約70%の助成を受けられるシステムとなっているということです。

以上で報告は終わります。

最後に、行政の方々、特別委員会委員の皆様には、円滑な委員会運営ができましたことを感謝申し上げ、予算特別委員会の委員長の報告とします。ありがとうございました。

○議長（中澤莊也君） 御苦労さまでした。

菌田予算特別委員会委員長には、報告書の作成、本日の報告と、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

予算特別委員会は議長を除く全員が委員となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

再開は2時15分からとしたいと思います。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時29分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第27号、平成30年度川根本町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号、平成30年度川根本町一般会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第27号、平成30年度川根本町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第28号、平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号、平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第28号、平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第29号、平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第29号、平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第30号、平成30年度川根本町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、平成30年度川根本町介護保険事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第30号、平成30年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第31号、平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号、平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第31号、平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第32号、平成30年度川根本町温泉事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、平成30年度川根本町温泉事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第32号、平成30年度川根本町温泉事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第33号、平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計予算について討論を行います。

ます。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号、平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第33号、平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第34号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第34号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第15 議案第35号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を
改正する条例について

○議長(中澤莊也君) 日程第15、議案第35号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第35号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 4時55分

○議長(中澤莊也君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇

◎会議時間の延長

○議長(中澤莊也君) なお、本日の会議時間は、議事進行の都合によりあらかじめ延長をさせていただきます。

(「議長、発言」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 太田議員。

○8番(太田侑孝君) 暫時休憩が長過ぎて、役場の職員を待たせて休憩前に戻ってなんて言ってもらっても、納得し切れないので、長過ぎてしまって。何でそんなに休憩前から長いんですか。一言言ってから始めてください。

○議長（中澤莊也君） 重要な案件があり、行政の町長をはじめ、幹部職員の方といろいろな打ち合わせがあったことにより、このような時間になったことについて申し訳なくと思いますが、非常に大切な案件であったので、このような時間になりました。

以上です。

○8番（太田侑孝君） 最初からそう言ってもらえれば。



◎日程第16 川根本町議会議員派遣の件

○議長（中澤莊也君） 日程第16、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時57分

再開 午後 7時06分

○議長（中澤莊也君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副議長、野口直次君から副議長の辞職願が提出されております。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 7時06分

再開 午後 7時34分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎日程の追加

○議長（中澤莊也君） お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 副議長辞職の件

○議長（中澤莊也君） 追加日程第1、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、野口直次君の退場を求めます。

（野口直次君退場）

○議長（中澤莊也君） 職員に辞職願を朗読させます。

（事務局朗読）

○議長（中澤莊也君） お諮りします。

野口直次君の副議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、野口直次君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

野口直次君、入場を願います。

（野口直次君入場）



◎閉 会

○議長（中澤莊也君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年第1回川根本町議会定例会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

閉会 午後 7時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年3月23日

議 長 中 澤 莊 也

署 名 議 員 中 野 暉

署 名 議 員 太 田 侑 孝